

(第一類 第七号)  
衆議院 第一百六十一回國会 厚生労働委員会議録 第

10

会議録 第八号

厚生労働委員会

衆議院 第百六十一回国会

国会衆法第九号の撤回許可に関する件  
育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う  
労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する  
法律案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第三  
五号)

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案(鈴木俊一君外二名提出、第百五十九回国会衆法第五八号)  
無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案(泉房穂君外二名提出、第百五十九回国会衆法第五二号)

○鶴下委員長 これより会議を開きます。

○鶴下委員長 この際、お諮りいたします。

○鶴下委員長 第百五十九回国会、水島広子君外五名提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○鶴下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鶴下委員長 第百五十九回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○鶴下委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省労働基準局長青木豊君、雇用均等・児童家庭局長伍藤忠春君、政策統括官太田俊明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鶴下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤田一枝君。

○藤田(一)委員 おはようございます。民主党の藤田一枝でございます。

先週から質疑が続いておりますけれども、きょう尋ねをしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

内閣府が先月発表いたしました世論調査、全国三千人を対象としたこの世論調査の中で、低い出生率が続くことで我が国の将来に危機感を感じますかという質問に対しても、感じたことがあります。これで、厚労省みずからが表現をされています、まさに七六・七%以上ったということが報道されています。厚労省みずからが表現をされています、まさに七六・七%以上ったというふうに思います。

同時に、その解決策の一つとして、産みにくい、育てにくい今日の状況を変えていく、子育てを社会全体で支える仕組みをつくっていくために仕事と家庭の両立支援というのが重要な課題であるといふことは、これは共通の認識であろうと思いま

す。本法案も、そのため、現行法をもう少し拡大をし、使いやすいものにする、努力義務だったものを義務化させるということであろうと理解をいたしていますけれども、まず、資料の一をごらんいただきたいと思います。

かつて、少子化は女性の社会進出が招いた結果だと言われてまいりました。今日、女性の社会参画、労働率が高い国ほど出生率が高いといふことが知られるようになってまいりました。しかし、この資料を見る限りでは、かなり厳しい状況にあると言わざるを得ないわけです。

さらに、深刻な日本の状況を裏づけるデータと

して、国連開発計画、UNDPの人間開発に関する国際比較、ジェンダー・エンパワーメント指数というのがあります。女性の社会参画に関する指標でありますけれども、これは日本は七十八カ国の中三十八位。人間開発指数、教育水準や平均寿命、

国民所得などの指標、百七十七カ国中九位。これに比較いたしますと、いかに女性の参画がおくれているかということがおわかりになるのではないかと思います。

○尾辻国務大臣 御指摘のお話は、労働率と出生率の関係で、いわば労働率が低ければ出生率も低いのではないか、こういうような御指摘だろう、こう思います。

そこで、お答えいたしますけれども、我が国を初めといたしまして、主要先進国におきましては、女性の高学歴化と社会進出により、最初の子を出産する年齢が上昇傾向にあります。これが出生率の低下の要因になつていることは事実だと思います。

しかし一方、比較的高い水準で出生率の低下がとまっている国や出生率が回復傾向にある国において見ますと、三十歳代の出生の増加が確認をされております。こうした国々におきましては、各種の子育て支援のための取り組みや仕事と子育てを両立しやすい環境整備を整えた結果、出生率の低下がとまるとともに、労働率も高くなっています。

一方、我が国におきましては、女性の労働率が上昇する中で、保育サービス等がどこでも十分に行き渡つておる状況にはなつていなかつたこと、働き方の見直しなど仕事と家庭の両立支援の取り組みが不足していたこと、こうしたことがありまして、晚婚化、晚産化が進行する一方で、三十歳代の出生の動きが鈍く、今日なお出生率の低下が続いているところです。

○藤田(一)委員 いろいろと状況についての数字を示していただきながらの御説明でなければなりません。この点、一体どういうことなのか、御説明をいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 育児休業でございますが、これは本来、希望者全員が取得できるということ

が望ましいわけであります。データ等でもいろいろ指摘されておりますとおり、職場の雰囲気その他の理由によってなかなか取得できないというこ

とが現実としてはあるわけでございます。そういった観点から、育児休業を取得しやすい職場環境づくり、こういったことを社会全体の目標とし

て目標値を設定しておるところでございます。

今お尋ねのありましたことであります。女性の取得率でございますが、女性労働者を対象とした調査によりますと、育児休業制度を利用しない

かつた理由として、職場の雰囲気とか、こういうのが四三%を占めていますことから、この割合をゼロに持っていく、こういうふうに仮定をいたしまして、ゼロとした場合の数字を超える、そすると七六%程度になりますが、これを超える八〇%を今日目標にしておるところでございます。

今は出産を機にやめていかれる方々離職する女性労働者が多いことも事実でありますし、これらの方を含めた場合の育児休業の取得割合が低くなることは御指摘のとおりでございます。

○藤田（一）委員 それは非常にわかりにくいでありますね。六四%という数字はずっとひとり歩きをしているじゃないですか。この委員会の審議の中で、育児休業の取得率は皆さん六四%ということを前提にして話をされていましたよ、質問をされてしまいましたよ。今のようなお話でいえば、六四%というのは何なのかということになるじゃないですか。

しかも、同じ厚労省の雇用均等・児童家庭局が、出されている「働く女性の実情」、これでいえば、要するに、妊娠・出産による退職者の割合は大きく低下をしているということはつきりと、すぐ大きな字で書かれているわけですね。そういうふうに分析をされている、あるいはそういう形でデータを公にされている、しかし現実にはそうではなくて、七割の人がやめていくて、二〇%にすぎない。実際に本当の意味で育児休業を取得しているのは二〇%にすぎないということであれば、対策の立て方が全然違うじゃないですか。

なことがあって、ちゃんととした対策が立てられるとは到底思えないわけですけれども、もう一度きちつとした御答弁をいただきたいと思います。

〔委員長退席、北川委員長代理着席〕

○伍藤政府参考人 出産を機にやめられる方もおりますし、結婚を機にやめられる方もおりますし、

事情はさまざまありますので、もちろん個人の事情でやめられる方もその中に入つておるわけありますから。私どもが申し上げておりますのは、仕事を続けることを希望しながら、両立が困難であるために出産を機に辞職する、退職する、

こういうことはせひとも回避するべきである。こういう認識はきちつと持つてゐるつもりでありますから、そういう観点から施策を進めていきたい。それにもかかわらず、やめざるを得ないというような状況があるとすれば、それはぜひ解消すべきであるという立場でございますので、認識は余り変わらないのではないかというふうに思つてお

○藤田（一）委員 認識は変わらないとおっしゃつても、六四%という数字を、国民の皆さんには日本

の育児休業の取得率六四%と理解しちゃいますよ。実態と全然違うということじゃないですか。

しかも、厚労省が行った調査なんですね、二一世紀出生児縦断調査というのは。ここにちやんとそのデータもきっちり載っている。つまり、厚労省ではそのことを余り強調はされていないわけですけれども、内閣府ではそのことをしっかりと強調しているという現実があるんですね。そして、OECDの調査なんかでも、この二〇%の方

の、この実態の数字を使っていろいろと指摘をしているんですよ。

これは、私はやはりおかしいと思うんですね。調査のとり方というのはいろいろありますから、とり方によって六四になるし二〇になるのかかもしれませんので、間違っているということを言うつもりはありませんが、発表するときにきちっと説明をする、六四%というのはこういう背景のもとに六四%になっている、実態はこうですよといふ

二三のやうに説用

ことをちゃんと説明して発表すべきでない」といふうに思うんです。そのことが抜けているといふことが誤解を与えて、数字だけがひとり歩きを

してしまった。日本は、どうか、女性の育児休業取得率六四%、ヨーロッパの国に比べれば、北欧の国に比べれば低いけれども、まあ何とかそこそこ高い金額らしいんだが、もう少し早くこの制度

上昇の途中なんたなどいふ、ソシレント講話でた記譜を与えてしまうということではないですか。もう一度はつづら等で、ソシレント講話であります。

○伍藤政府参考人 一度は「きりお答えいたきたい」と思いましたが、やめる七割の方にもいろいろ事情があると先ほど申し上げましたが、現実問題題材として、日本国憲法の行はるゝ事、不しき

として、自主的にやめる方もおりますし、それを機にやめたいたと思っておられた方もおるわけであります。他の調査によりますと、私どもの、出産一年前に雇用者で現在は無職というような方々のやめた理由をお伺いしたデータによりますと、家事、育児に専念するため自発的にやめた、こういう方も多いわけでありますし、それから、出産、

育児と関係ない理由でやめた、こういう理由もあるわけあります。

両立の難しさでやめた、こういう理由を述べている方々は、出産一年前に就業していて出産を機にやめた方々の中で二四・二%、こういう数字になつておりますから、何回も申し上げておりますが、七割の出産を機にやめたという方々が、すべて仕事を継続することを望みながらむなくやめたという方々でないということは、認識をしていただく必要があるのでなかなかうかというふうに思つております。

○藤田（一）委員 そうしますと、内閣府が書いているこの記事というのが誤っているということになるんですかね。今の局長の御答弁は完全にそうですね。七割の人がすべて出産を機にやめたわけじゃない、自己都合でそれぞれの理由でやめているんだから、それをそのまま見てもらつては困るという御答弁です。ということは、ここに書いてある内閣府のこの記事は間違っているということですね。

○五稟政府参考ノ内閣府ノ記事  
○聞達つてある

（佐藤政府参事官）内閣府の詰書が間違っていることではないかと思います。ここに書いてあるのは、「結局最初に働いていた女

性の二割程度しか制度を利用していなかったというのが実情です。」と書いてあるのは、数字からいえばそのとおりなのではないかというふうに思っておられます。

第一子を産むと絶七害など書  
るんですねとも  
いてあるんですよ。

するわけですから、そこはやはり 説解のないよ  
うに、きちんとした説明というものをいただ  
かなければいけないと、いうふうには思います。厳しい現実を見るところから、厳しい現実を見るところ  
からスタートをしていただきたい、こういうこと  
を強く申し上げておきたいというふうに思いま  
す。

今、このやりとりをしているときに、局長の方から、やめた理由がいろいろあるというようなことでお話を出てまいりました。その低い取得率の

背景であるとか仕事をやめた理由、これもデータがいろいろ出ているわけですが、こういうものを見てみると、仕事と家庭の両立支援とはほど遠い実態というものが浮き彫りになつてくるわけです。

そういうことを考えれば、本当に現実の状況としては両立支援にはほど遠い実態がまだあるのではないか、このことをしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

かつて一・五七ショックというのがあったわけですからけれども、このときに、いち早く働き方の見直しということを省庁連絡会議の中では掲げたわけであります。しかし、実際には、現実にはもつともっとそのころよりも厳しくなってきて、M字

○青木政府参考人 急速な少子高齢化が進み、働く女性の実態を変えていく、働き方を変える、働き方を見直すということなくして労働率を高めるということはできないのではないかと思いますけれども、少し具体的な対策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○青木政府参考人 急速な少子高齢化が進み、働く人たちの意識とかニーズが大変多様化していく中で、さらに日本の持続的成長を可能にするというためには、やはり働く方々が各段階において、心身ともに健康で、仕事とさまざまな二岐、家庭でありますとか地域活動でありますとか、あるいは教育訓練、学習のような、さまざまな活動がバランスよく組み合わされるということが必要だと思います。そういった多様なニーズに合わせていくためにも、働き方というのも多様な形のものがどんどん出てまいっていますし、そういうものの障害要因となっているようなものを除去して、できるだけそういったことに対応していくようなことが重要じゃないかというふうに思っております。

とりわけ、私どもとしては、労働時間の長時間にわたるようなものについては、生活でありますとか家庭あるいは地域、そういった活動との調和というものがなかなか難しいだろうということことで、そういった観点から、時間外労働についても、限度基準なんかを設けまして指導をいたしており、あるいは、フレックスタイム制などを初めてますし、あるいは年次有給休暇などについても計画的な付与をしてもらいたいということで、そういった取り組みをする企業に対して支援を行つた

します弾力的な労働時間制度、労働時間管理とい  
うようなものの活用を促進するというようなこと  
を進めているところでございます。

〔北川委員長代理退席、委員長着席〕

○藤田（一）委員 いろいろ、残業時間の時間外労働の問題であるとか年休だとか弹力的な時間管理だとかというお話をいただきましたけれども、決定的に効果が上がっているかというと、大変難しい問題がまだまだあるのではないかというふうに思っています。

たたその中で労働時間の短縮というものが仕事と家庭の両立に大変有益だということはよく知られてきていることあります。その点は十分御認識をなさつていらっしゃると思うんですけども、最近では非常に企業の方もいろいろと努力

をされていまして、積極的に短時間の勤務制度というものを導入していくような企業もふえていくことになります。

先日も、短時間正社員制度の導入ということでお日本IBMのケースが出ておりましたけれども、

積極的に企業の中で短時間の正社員制度をつくり、そして、利用理由も限定をしない、給与は時間に比例をするというような形で努力をされてい るわけです。そのことによって雇用継続が大変可 能になつて、優秀な人材がずっと働き続けること

ができるという効果があるといふことも実は述べられてゐるわけであります。やはり、企業の努力に任せるのでなくして、そういう仕組みをつくっていくことが非常に

大事なことなのではないか、それが育児の社会化ということになるのではないかというふうに思いますが、それとも、その点の御認識はいかがでございましょうか。

○伍藤政府参考人 柔軟な雇用環境をつくつて、できるだけ育児と仕事が両立をしていくということは基本的に非常に推進すべき重要なことでありますので、私どもも、そういう観点から、今御指摘のありましたような短時間正社員を含めた多様就業型雇用慣行といいますか雇用条件、そういう

職場をどうやってつくり上げていくかということを、いろいろな企業の実例等も勉強しながら、今研究会を設置して、いろいろ研究を進めておるところでございます。

○藤田(一)委員 そのときに大変重要なことがありますのが、やはりパートも含めた均等待遇の確保の問題であろうというふうに私は思うんです。

雇用形態の多様化というのは、みずから働き方を選択できる一方で、現実には、安上がりで不安定な就労状況に追い込まれているという実態があるわけでして、この辺については男女共同参画基本計画の見直し議論の中でも指摘をされていますし、先ほど触れましたOECDの報告書の中でも、正規雇用と非正規雇用の格差の実態ということが指摘をされているわけです。特に、勤務時間の柔軟性という観点から大変有益なはずのパートタイムが、低賃金不安定就労の典型になっているということも厳しく指摘をされています。この点を解消していくことがやはり必要なではないか。

指針の周知徹底ということもさることながらでありますし、研究会報告でも間接差別の解消ということが指摘をされている中で、我が党も均等待遇法案を提出しております。今議論の途中であるということはわかっておりますけれども、均衡待遇ではなくて均等待遇に向けて踏み出していましたがございました。今私どもが精いっぱい進めておりますのは均衡待遇のところまでござりますけれども、今後の課題として検討していくたいと思います。大臣いかがでございましょうか。

○尾辻国務大臣 今、均衡待遇と均等待遇のお話をございました。今私どもが精いっぱい進めておる大変なことであろうというふうに思っていますので、ぜひしっかりとこの実現に向けて御検討いただきたい。お願いをしておきたいと思います。

もう一つ、今回のこの法案の中からなかなか見

えてこない問題についてちょっとお尋ねをしたいと思います。それは、再就職支援の問題でござります。

今、日本は、先ほどもちょっと触れましたけれども、女性の人才開発が大変おくれていて、それは社会の損失ではないかということが言われているわけであります。男女共同参画基本計画の中でも、三つのチャレンジということが強調されておりまして、これも御存じだと思いますけれども、上、横、再チャレンジということでございます。

上は政策意思決定の場への参画権があらゆる分野への参画、そして、子育てや何かで中断した人たちの再チャレンジであります。

特に、この再就職支援ということについて、潜在的な労働力というのはあるわけですから、両立

支援ハローワークの設置ということもこの間進められてきましたけれども、先ほどからお話をあらうに、七割がやめているというこの現実に対処できる支援策というものをしっかりと打ち立てるということですが今求められているのではないかとい

うふうに思いますが、この点についての御見解ある方は御決意というものをお聞かせいただきたいと思います。

就職を希望する方は多くございまして、その支援は重要なことだと認識をしております。このために、お詫びいただきましたように、両立支援ハローワークにおける支援でありますとか、あるいはまた再就職希望登録者支援事業の実施でありますとか、支援を行つてあるところをご存じます。

これらの取り組みを通じまして、再就職の支援に尽力をしてまいりたいと考えております。

うのは非常に重要なと、積極的に進めていただきたい、このことも強くお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、対象労働者の範囲の拡大について少しお尋ねをしたいというふうに思っています。

今回、継続雇用期間が一年以上、かつ、子が一歳を超えて、引き続き雇用が見込まれる者ということになつたわけでありまして、しかしこれはどのようなケースなんだろうかということをございます。

なかなかわかりにくいですし、フローチャートなどを見てもわからない部分もたくさんあります。しかも、労働政策審議会の建議では、育児・介護休業の取得を理由に雇い止めを行うことは不利益取り扱いに該当する、しかし、申し出や取得にかかるわらない雇い止めは、別途その可否が判断されるというふうになつていています。

そこで、お尋ねをしたいというか、確認をしたいのですが、更新制限がない場合は、これは問題ないわけでありますけれども、更新制限がある場合に、契約期間の末日が二歳より後の日であれば該当するというふうになつています。なぜここで二歳なのかということであります。

復職後最低一年間は働くというようなことを前提に考へているということなのでありますようか。それとも、どういうことを考へて二歳といふものが出てきているのかなというふうに改めて思いました。

特に、育児休業の場合は、一年間休まなくとも、六ヶ月とか八ヶ月で出てきてもいいはずでありますして、二歳にしているということで、適用対象といふものが非常に狭まつてしまつて、この点ではないかなというふうに思つたわけでありますけれども、この点についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 この有期への育児休業の適用拡大でありますと、育児休業をとつていただいて、職場へ復帰して雇用を継続する、これが大前提で

ござりますので、基本的な要件として、過去において勤務実績一年ということとあわせて、育児休業は基本的に一歳までであります。一歳後も勤務をすることを一応条件にし、それから、継続して雇用されるということをどこまで見込むかということで、復帰後一年程度はその雇用の場で、またその職場へ復帰して事業主に貢献をしていただく、こういうことで、雇用を継続するという観点から、二歳、二年というところを一つの区切りにしたわけでございます。

○藤田（一）委員 そうしますと、少し細かい話ですけれども、このフローチャートのケースは、例えば育児休業の申請が雇用されてから大体一年六ヶ月というふうな形でモデルが書かれているんですけれども、もうちょっと早くとつて、育児休業そのものを一年とらないで六ヶ月で出てきた、そういう場合に、例えば、今回は更新の可能性がないんだけれども、三年の有期の方たちは適用されないんですねれば、育児休業そのものの期間を六ヶ月にして、あと一年ぐらい働けるという見通しであれば、適用できるということになりますか。

○伍藤政府参考人 育児休業は一応一歳までとするということを原則に考えておりますので、今御紹介のありましたようなケースについては適用されないというふうな取り扱いになると思います。

○藤田（一）委員 そういうケースは適用されない。

一年間継続して雇用されていて、一年間休むことが前提で、なおかつ、一年間働ける、こういう単位になるわけですかね。何かそこは、ちょっと問題があるのでないかな。対象範囲の拡大が何のために行われているのか、雇用継続のためだと先ほどからおっしゃっているんですけど、やはりできるだけ対象範囲を広げていくということが必要なんだろうと思うんですね。そういう意味からすると、この制度というのは使い勝手が少しあるのではないか、もう少し柔軟にいろいろな角度から使えるよう工夫をするということがあ

あつていいのではないかなどというふうにも思いました。そのことはまた後でちょっとお尋ねいたしました。  
もう一つ、引き続き雇用が見込まれるということはどういう状態を指すのかということでございま  
す。  
不利益取り扱いの禁止ということも徹底をさせなければいけないわけです。特に有期雇用、有期  
契約に当たっては、前回の労基法の改正のときに、  
契約締結に当たっての告示とか通達とかいうこと  
が出されました。  
事前に明示をしなければいけないということにな  
らなつたわけですけれども、この更新の有無とか  
判断基準の明示に関する告示とか通達といふよう  
なものが曲解をされることのないように、ガイド  
ラインであるとかあるいは客観的に明示する指針  
であるとかいうものをきちっとつくる必要がある  
のではないか。そのときに、本人が契約更新を望んで  
いるんだということも十分考慮をして、そ  
のことの客觀性というものを明示する必要がある  
のではないかというふうに思いますけれども、こ  
の点はいかがでしようか。  
○伍藤政府参考人 有期の雇用者の方々に今回の  
法案がどう適用されるか、特に雇用継続の見込み  
の有無についてきちんと理解をしていただくとい  
うことは大変重要なことだと思っておりますの  
で、その考え方につきましては、この法律に基づ  
き定める指針等で考え方を示していただきたいとい  
ふうに考えております。  
○藤田(一)委員 指針をつくれるということでお  
ござりますので、ぜひ具体的に、きちんと整理を  
していただきたいというふうに思います。

繰り返していれば適用されてきたたということがあるわけですから、ことの整合性。従来、指針に該当し、適用可能だった労働者は、そのまま指針が適用されると理解していくのかどうか。この点については、お答えを明確にいただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 議員から御指摘のありましたように、形式上は期間を定めて雇用をされているものでありましても、実態上その労働契約が期間の定めのない契約と実質的に異なるなら、こういうケースにつきましては、従来から、育児休業及び介護休業の対象となるものであるということを指針において明らかにしてきたところであります。が、今回の有期への適用拡大ということにおいても、この基本的な考え方は全く変わりませんので、この考え方をまずベースに置いて、ここを徹底するということをしながら、さらに今回の改正法によりまして、その拡大を図っていく、こういう考え方であります。

○畠田（一）委員 要するに、指針はちゃんと適用されるということによろしいということですね。はい。ありがとうございます。

いろいろお尋ねをしてきたわけですけれども、今、有期契約労働者の置かれている状態というのが大変厳しいものがあります。契約更新をめぐつて極めて不安定な状況に置かれているケースが多いわけであります。しかも、有期雇用の多くに更新回数制限、雇い止めというものが入ってしまっています。労基法改正で上限が一年から三年になつたとは言われていますけれども、しかし実際は、一年契約で更新を繰り返して、そして更新二回とか四回とかという制限がそこにかけられています。労基法改正是で上限が一年から三年になつたことは言われていますけれども、しかし実際は、一年契約で更新を繰り返して、そして更新二回とか四回とかという制限がそこにかけられているというのが多くの実態であろうというふうに思っています。そうしますと、今回のケースでも、更新四回という人は適用されるんですねけれども、二回は全然適用対象外なわけですね。どれだけの人たちがこういう状況の中で適用になるんだろうかということを大変疑問を持つわけです。

もう一つ、そういう状況の中で懸念されてしま

うのが、この有期雇用の実態というのが、三年契約で更新可能性がない、あるいは一年契約で更新二回までは該当しない、こういうケースにこれから雇用契約の実態というものが取れんされていくから危険性があるんではないか、いわゆる適用除外の契約形態といいうものがふえてしまうのではないのか、こういう心配をするわけでありますけれども、この点についてはどのような御認識をされているでしょうか。

児休業の対象になるかどうか、これは申し出の時点において実態をよく見て判断するということが基本でございます。

いろいろな機会を通じて周知していただきたいと思いますが、今御指摘のようないいえで、その点について十分留意をしていただきたいために、私は非常に心配をしています。そういうふうに私は非常に心配をしています。そういうふうな形でこれに対応するかということについては、この法改正の趣旨が没却されないように、私どもいろいろな形を通じてよく注視をしていきたいというふうに思つております。

○藤田（一）委員 今の有期雇用の方々の実態というのは、多分皆さん周りにもいらっしゃるんではないかなというふうに思うんですけども、そういう方々の働き方、現実の契約形態を見たときにはどうかということを、ぜひしっかりと踏まえていただきたいというふうに思つんですね。

今、ただでさえ、一年契約、更新二回までといふのが多くなっている。例えば、財團法人で働いていらっしゃるような方々で、嘱託で雇用をされても、しかも有期である、更新制限がかかっている、雇い止めがかかっている、こういう働き方の人たちが本当に多くなっているんです。そういう人たちちはほとんど適用除外なんですね。今回のことが拍車をかけることにならなければいけれどもといふうに私は非常に心配をしています。そういうふうに私は非常に心配をしています。そういうふうな形でこれに対応するかといいますか、どう業主が、どういう行動に出るかといいますか、どういうふうな形でこれに対応するかということについては、この法改正の趣旨が没却されないように、私どもいろいろな形を通じてよく注視をしていきたいというふうに思つております。

やはり懸念いたします。  
仮に条件に合致をしたとしても、雇いどめになつて、その先の雇用継続の展望がないときに、本人が育児休業というものを果たしてとるんだろうか、あるいは客観的に見てもとれるんだろうか。先ほどから、職場の雰囲気が悪いとかいう、非常にとりににくい状況ということもデータで上がっているわけですから、そういうことから見て、なかなかとれるとは思えないわけであります。  
そうしたことを何とかとりやすくするための努力、こういう方法が可能かどうかかというのも私もよくわかりませんけれども、更新に当たつて、休業期間というものを除外するとか、あるいは、雇いどめというものを、一定、留保して先に延ばすとか、何かそういう柔軟性というもののがあっていいんではないか。  
先ほど一番最初に、一年、一年、一年と、非常に硬直化しているというか、そういうケースになつてしまつていて、これをえていくためにも、ここは何か方法を考えていただかないと、せつかく有期雇用の人たちにまで育児休業というものを適用したにもかかわらず、その効果というものが期待が持てない、薄いということになつてしまふわけです。その点について何か御見解がございますでしょうか。  
○伍藤政府参考人 今回の改正によりまして、有期雇用者は、いろいろな、複雑な雇用形態がありますので、これにどう適用していくかというのは技術的にも大変難しい面があるうかと思いますが、まずはこの趣旨を踏まえて、対象となる有期雇用者がその希望に応じてきちんと育児休業ができるように、制度についての周知徹底を図っていただきたいというふうに思つております。

○藤田(一)委員 いずれにしても、有期契約の基本的な考え方というものが問われているのではないか

いかというふうに思つんです。三年とか五年とかでその事業というものが完結をするということであれば、それは有期契約ということで理解をできるわけですけれども、現実に進行している有期契約の雇用実態というのは、事業は継続をしていて常態化しているにもかかわらず、雇用契約だけが一年契約で、さらにそれに更新回数制限というものがかかるっているということあります。

これはどういうことなのか。要するに、単に安上がりで、使用者側にとつて都合のいい雇用形態としか言いようがないのではないか、そんなふうにも思うわけでありますけれども、有期契約の社会的ルールの確立ということがやはり必要ではないかと思います。この点について、大臣の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○青木政府参考人 有期労働契約につきましては、これまで多くの有期契約労働者の人たちが、契約更新を繰り返す、そして一定期間継続して雇用される、それから、それをとめる、更新をとめるということ、お話をありましたいわゆる雇い止めということが行われて、それに伴うトラブルというものがやはり問題となつてゐる状況があつたというふうに認識しております。

このため、ことしの一月一日から、先般改正された労働基準法では、有期労働契約が労使双方から良好な雇用形態の一つとして活用されるということを期待いたしまして、契約期間の上限を延長したわけであります。その際、有期労働契約の締結時それから期間満了時ににおいて労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、厚生労働大臣が基準を定めるということにいたしまして、その基準に関しまして、行政官庁が必要な助言指導を行つて、使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するなど、あるいは、雇い止めの理由を明示する等々を定めているところであります。

さらに、今申し上げました労働基準法の改正正

日でありますけれども、その施行後三年を経過した場合において、その施行の状況を勘案しつつ検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずるというふうにされております。また、法改正時のこの厚生労働委員会の附帯決議におきましても、具体的な検討事項というものを例に挙げられまして同趣旨の決議がなされております。

私どもとしては、こういったことも踏まえまして、有期契約労働者に関する実態調査を行いまして、この施行状況などを踏まえまして、有期労働契約のあり方について引き続き検討していくた

いというふうに考えております。

○藤田（一）委員 実態的には、今有期というの大変ふえてきているということはよく御存じのとおりだというふうに思うんです。そして、昨年の労基法の改正に当たって、三年見直しということも行われることは当然わかつていいわけです。先ほど、今回この法律が適用されていく形でどういう影響が出てくるのかということについても、その動向をちゃんと注視しなければいけないというお話をありましたけれども、そういうこともしっかり勘案をして、実態調査も含めて、現実を見ていただきたい……。

私は、社会的ルールというものが、公正なルールがきちんと確立されているかといえば、難しい部分があるのでないか、実態の方がいろいろな形で先行していっているという部分がたくさんあるだろうというふうに思っていますので、その辺はしっかりと見きわめていただきたい。多様な雇用形態ということを否定するわけではありませんけれども、多様な雇用形態ということも、やはり公正なワークルールにのつとつて行われなければいけないということであろうと思いますので、その点についてしっかりと取り組んでいただきたい。そのことはぜひ大臣の御決意をいただきたいというふうに思います。

○尾辻国務大臣 いろいろ御指摘をいただきまして、今、法律の改正もお願いいたしておりますところ

でございますから、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えます。

○藤田(一)委員 有期契約の問題について、ぜひしっかりと取り組んでいただきたい、公正なワーカルール、社会的ルールの確立ということにしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そのほか、今回、育児休業の期間の延長の問題あるいは看護休暇の取得の問題で、本人の申し出によるということになっています。この点についてはいろいろと指摘なんもありますけれども、本人の申し出であるということをきちっと使用者側に周知徹底させていただけたというふうに思います。

先日の質疑の中で、はつきりわからぬよう

御答弁の中身で、非常に誤解を受けてしまったようなこともございました。例えば、看護休暇の問題で、慢性疾患というのが適用対象になるのかならないのか、そういったやりとりもあつたわけですけれども、これはいろいろと調べてありますと、慢性疾患は今回の看護休暇の対象に当然なるんだといふうに私は理解をしたんですけど、そういうふうに理解で間違いないかどうか、まず最初にお答えをいただきたいというふうに思います。

○伍藤政府参考人 今回の看護休暇の創設でございますが、これは、「負傷し、又は疾病にかかるそこの世話をを行うための休暇」というふうに法律に明記されておりますので、病気、けがの内容については特段の要件を課すものではありません。したがいまして、御指摘のとおり、慢性疾患の場合も当然対象になるものというふうに考えております。

○藤田(二)委員 その点はしっかりと確認をさせていただきたいと思います。慢性疾患も対象になるということで確認をさせていただきたいと思います。

それから、今申しましたように、本人の申し出であるということをきちっと徹底させていただきたいと思いますし、指針というものをいろいろつ

くられることになるのではないかと思われますけれども、その指針の中身も十分吟味をしていただきたい

で、現場が混乱しないように対処をしていただきたい、このように思いますけれども、いかがでしょ

うか。

○伍藤政府参考人 改正法の実効性を上げるために、事業主あるいは労働者双方からこれを周知していくということは大変重要なことだと思います。そのため、各種機会を利用して、説明会の開催がありましたがとかあるいは個別の相談、そういうことを充実するとともに、例えば企業に対しては就業規則の規定のモデルみたいなものを情報提供する、そういうことも含めて、あらゆる機会をとらえて周知を図っていきたいというふうに考えており

ます。

○藤田(二)委員 ゼヒ徹底を図つていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

もう一つ、この法案に関連をして、私は、これ

からの日本の社会のありようということを考えたときに、仕事と家庭の両立支援ということは性別に関係なく求められていることだというふうに思いましたし、そのことは十分御認識をいたいでいるというふうに思います。

そういうふうにこの法案を見て伝わってくる、決意というものがこの法案を見て伝わってくる、

決意というものがこの法案を見て伝わってくる、

決意というものがこの法案を見て伝わってくる、

決意というものがこの法案を見て伝わってくる、

につきましては、これは施策として大きく掲げて推進してまいることは当然のことです。

○藤田(二)委員 この法案そのものは、育児・介護休業あるいは看護休暇ということではありますか

から、そのことが名称の中に出てくるということは

やむを得ないというふうに思うんですけれども、ただ、そこだけに特化されているということでは

なくて、法律が持っている趣旨ということはもつと幅広いものがあるんだということを私は鮮明にし

ていただきたいな、そういう意味で、両立支援と

いうことがきちんと伝わってくるようなものにし

ていただいた方がわかりやすいし、元気が出るの

ではないかな、こういうふうに思つてお尋ねした

わけでございます。

法案の名称というのは難しい部分があるうかと思

いますけれども、もっとわかりやすいものであつてもいいのではないかなど私はいつも思つて

おりまして、そういう意味では、今後そういう

機会があればぜひ御検討をいただきたいとお願い

しておきたいというふうに思います。

そして、時間が余りなくなってしまったんです

けれども、資料の二と三をごらんいただきたいと

いうふうに思います。これも、先ほどからいろいろと御答弁いただいたように、出生率の向上

とかあるのは子育て支援策というものを推進して

いくために包括的なパッケージが必要だというこ

とは十分認識をしていただいているというふうに思つてゐるわけでありますけれども、そのためには家族政策としての展開ということがやはり必要な

のではないか。しかも、それは大胆に展開をし

ていくということが今求められているのではない

かというふうに思つています。

○尾辻国務大臣 育児・介護休業法は、第一条の

目的規定におきまして、職業生活と家庭生活の両

立に寄与することをうたっております。したがい

まして、両立支援の趣旨は明らかでございますが、

内容をわかりやすく示す必要から改正法案のよ

うな題名にしておるところでございます。

このようなことから、今お話しのように、題名

という形で、労働力率と出生率の関連と同じようなことなんですか？

ということなんですか？

ということを示しているのが資料二でございます。

そして、その家族政策への財政支出の状況、

ちょっとデータが古いので、もう少し日本は上

がつてあるかなと期待をしていていますけれども、し

かし、それほど大きく左に移行しているわけでは

ないわけです。予算規模がやはりさやかなで

はないかなとうふうに思つていています。出生率の

低下というのは将来社会に高い経済コストを強い

るということは指摘をされているわけでありまし

て、大胆な予算の振り向けということを私はぜひ

お願いしたいというふうに思つていています。

そういう意味で、大臣の御決意をお聞かせ

いただきたいと思います。

○尾辻国務大臣 本年六月に閣議決定いたしまし

た少子化社会対策大綱におきましては、「社会保

障給付について、大きな比重を占める高齢者関係

給付を見直し、これを支える若い世代及び将来世

代の負担増を抑えるとともに、社会保障の枠にと

らわれることなく次世代育成支援の推進を図る。」

こととされております。すなわち、少子化対策に

ついて、決意をここで一つ示しておるところでござります。

それからまた、これは冒頭お触れになりました

ように、先月発表されました世論調査結果におい

て、国民の八割が少子化の進行について危機感を

感じており、多くの国民が、少子化の進行が年金

等の社会保障制度に及ぼす影響を懸念していると

ころでございます。こうした中で、社会保険制度

全般について一体的な見直しの検討を進めており

ます。ですが、さらに、この中で、次世代育成支援対策を重要な課題の一つと位置づけなければなりません。私どもは、そうした中で、今後努力を続けて

いきたい、こういうふうに考えております。

○藤田(一)委員 この間、いろいろな形で施策が提起をされてきたわけですね、両立支援に当たつて、あるいは少子化対策に当たつて。しかし、少

子化対策アラスワンなんかを見ましても、具体的な目標数值を掲げたなどということは非常に大事なことでありますけれども、実態との乖離を埋めていく展望がなかなか見えにくいということもあるわけです。少子化ということで、施策が今急ピッチで進められているということによって、どうしても総花的になつてしまふようなことがやはり懸念をされるんではないか。それではなくて、包括的にきちっと推進をしていただきたいということを、これはもう強くお願ひしておきたいというふうに思います。

それで、一心、今育児・介護本業去り周囲の質

問をいろいろとさせていただいたんですけれども、これは通告をしておりませんんでしたけれども、最後に一つだけ、大臣にちょっとお尋ねをしたいんです。

私もちゃんと把握をしておりませんで、新聞斜め読みの話だったんですけども、けさの新聞を見ておりまして、年金の問題でございます。年金保険料の問題と給付額の問題について、今まで非常に財政状況が厳しくて、一八・三%で五〇%保障するということが維持できるのかどうかという議論はいろいろあつたわけでござりますけれども、この間の議論の中で、坂口前大臣は五〇%を維持するということをずっと答弁されていた。ところが、新聞報道を見ますと、昨日でしようか、尾辻大臣は、この五〇%というものを維持するということは難しいことがあるんじゃないかというような御答弁をされたというふうにちょっとと見たわけですけれども、この点についての真意を少し御説明いただけないでしょうか。

○尾辻国務大臣 きのうの委員会でその件を御質問がございまして、私が申し上げましたのは、この年金のことは、かねて申し上げておりますように、昨年は党の方の部会長でございましたから、そういう立場で議論をいたしました。その議論の中身についても御説明を申し上げたところです。私がまず申し上げたのは、負担の方をまず私どもは一番の基軸にして考えまして、それで、一八・

三%という数字を提示しました。一八・三%という、やや、中途半端という表現はよくなないのかもしれません、切りが余りよくない数字であえて言つておりますのは、その裏にあつたのが、代替率五〇%を何とか守りたい。去年の試算で、五〇%を守るために一八・三%，こういう見方をしたということは正直に申し上げました。それで一八・三%の五〇%という気持ちをどこかにあらわしたいというので、法律の附則で五〇%というのを出し、ただ、法律の書き方は、五〇%を割るような事態になつたらそのときにまたいろいろな議論をしましよう、こういう規定ぶりにした、こういうことがあります。

したがいまして、きのうのお話で、ではその辺の、五〇%を割るような事態になつたときにはどうなるかというようなお話をございましたが、それはそのときの議論でありまして、またいろいろなケースを考えられますということを申し上げたつもりでございます。

○藤田（一）委員 この五〇%の問題、一八・三%もそうなんですねけれども、非常に議論になつたところなわけですね。さきの通常国会の中、この委員会でもこの問題をめぐつて大変議論が行われたわけであります。

今御説明いただきましたけれども、ということは、やはり守れないこともあるということで、状況の変化によつてはいろいろ変わつていくんだということをはつきりとおっしゃつたということだと思います。これは大変大きな問題だと思いまして、年金の問題というのは、まだ私どもは問題が解決しているとは全然思つておりません。抜本的な見直しをしつかりやらなければいけないと、うふうに思つておりますし、今の大臣の御説明からも私は、やはりこれは大変なことだというふうに思いました。

ですから、きょうはもうそのことをこれ以上議論する時間はございませんけれども、きつとまた議論をしなければいけないと思ひますし、こういうことが国民の皆さんにさらに不安感をおおつ

していくことにつながっているということをしつかりと御理解いただきたいということだけ申し上げておきたいというふうに思います。さようは、ほかにも少しこの育児・介護休業の関連で通告をしていたことがあつたんですけども、時間がなくなってしまいまして、ほかの質問についてはまたの機会にお尋ねもしたいというふうに思います。

○鶴下委員長 これで質問を終わります。ありがとうございました。

○山口<sup>(音)委員</sup> 日本共産党的山口言明男です。

か、こういうことでございますが、実態論として詳細な推計はなかなか困難であります。一定の仮定を置いて、ごく粗い推計でございますが、私どもの推計では約一万人程度、この程度は増加するのではないかというふうに見込んでおります。

○山口(富)委員 その一万人程度と言われる根拠を幾つか示していただけませんか。

○伍藤政府参考人 これは、年間の出生実数でありますとか、出産前の勤務の状況でありますとか、あるいはパートアルバイトのうちの有期の割合でありますとか指標がありますが、そういうものを置いて、一定の仮定を置いて、掛け合わせてはじいた数字でございます。

○山口(富)委員 今幾つかの前提条件が示されたんですねけれども、その中には、有期労働者の雇い止めまでの期間の問題も出ました。それで厚労省

りと御理解いただきたいということだけ申し上げておきたいというふうに思います。きょうは、ほかにも少しこの育児・介護休業の関連で通告をしていたことがあつたんですけども、時間がなくなつてしまいまして、ほかの質問についてはまたの機会にお尋ねもしたいとうふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○鶴下委員長 次に、山口富男君。

○山口富男委員 日本共産党的山口富男です。

育児と介護の休業の制度は、仕事と子育て、それから介護の両立を目指している重要な要望や運動の中で改善を遂げてきた大事な制度だと思うんです。この問題で、今度の法改正に当たりましても、私は、この法改正が法律自体として今の職場や暮らしの実態にかみ合つたものなのかという面での検討と、もう一点は、やはりなかなかとりににくいという声が引き続き非常に大きいですから、社会的条件の整備がどうなつてているのかという両面からの検討が欠かせないというふうに思うんです。

それで、今回の法改正で、育児休業につきまして、いわゆる有期雇用労働者に対する拡大をされました。これは前向きなことだと思います。けれども、第五条の一項では、この拡大について二つの条件を課しています。一つは、「当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者」、それからもう一つが、「養育する子が一歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる」という二つの条件なんです。

そうしますと、この二つの条件を置いた法改正で、育児休業の分野で一体どの程度の規模の労働者がこの制度を使えることになると見込んでいるのか、これを示していただきたいと思います。

○伍藤政府参考人 今回の改正で、具体的に有期雇用者はどのぐらい育児休業の取得者がふえるのか

満たせば、その契約期間が一年未満であつても対象となるというふうに考えております。

なお、この要件の設定につきましては、審議会で、公労使三者構成で、労使の長い間の話し合いのもとに、事業主の負担でありますとか適用の容易さとか、いろいろな観点から御議論をいたただいたということについて御理解をいただければどうぞうふうに思つております。

○山口(富)委員 今の局長の答弁ですと、法律で二つの条件をかけるけれども、実態をよく見込んでやつていくつもりだということだと思つんです。

それで、今、有期雇用の分野で、短期雇用を繰り返しながら、実際にはそれが事実上の長期雇用になつてゐるわけですから、現行の、事業主さんへの育児休業をめぐる指針を見ますと、先ほども局長が読み上げていまつたけれども、次のように定められています。「労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であつても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となつてゐる場合には、育児休業及び介護休業の対象となる」ということで、これは非常に大事な、今の実態に応じた規定だと思うんです。

尾辻大臣にお尋ねしたいんですけども、法改正に伴つて、当然この指針も改正になるはずです。ですから、私は、こういう大事なところは、先ほどベースにすると局長が言わされましたけれども、きちんとベースに置いていただいて、今の有期雇用の労働者の実態にかみ合つて、この法改正に基づく申し出が行われ、育児休業をきちんととれるという方向での取り組みをしていただきたい、このことを大臣に答弁を求めると思います。

○尾辻国務大臣 御質問の趣旨は、今お話しございましたように、私どもが平成十四年に出した指針の中で、現在も対象になつておるケースが、今度の法改正によつて、そしてまた新しくできる指針によつて適用外になる、そういうことはないだろうな、こういう御確認の御質問だと思いますが、一言で申し上げます。

今度の改正によりまして、こうした考え方とか取り扱いを変えるつもりは全くございません。

○山口(富)委員 大臣、申しわけないです、もう一点。

私がお尋ねしたのは、先ほど局長が、これをベー

スに置きますという話でしたから、単にこの規定をそのまま残すという保守主義的な立場じゃなくして、今の、短期雇用を繰り返しながら、事実上、有期労働者が長期雇用になつてゐるという実態があるように、指針でもきちんと手を打つていただきたい、このことを要望しているんです。

○尾辻国務大臣 改めて申し上げます。

議員御指摘のとおり、従来から、形式上は期間を定めて雇用されている者であつても、その労働契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となつてゐる場合には、育児休業及び介護休業の対象となるものであることを指針において明瞭にしたところをございまして、このことを変えるつもりはございません。

○山口(富)委員 どうも繰り返しの答弁になつた

にしながら、実態に見合つたきちんとしたものに

ようですが、しかし、指針も、そのことをベース

にしながら、実態に見合つたきちんとしたものに

ようですが、重ねて求めておきます。

次に、育児休業の期間の問題なんですが、

今度の法改正で第五条の三項で、こゝもまた二つ

年というものとのバランス上、どこまでこれを延長するか、こういうバランスの問題が一つありますね。

しかし、それから期間を延長すればするほど、事業主にとりましては、代替要員をどうやって確保するかとか、こういった負担もふえてくるわけであります。こういう負担をどこまで考慮するか、

あります。こう二点からの議論が主としてございました。

それからもう一つは、保育所になかなか入れないから延長すべきだ、これが背景にあるわけあります。統計によりますと、四分の三程度は六ヶ月ぐらいの育児休業を延長すれば保育所に入れる、こういうような実態もあるわけであります。これからもまた一つは、三歳まで育児休業が認められています。公務員に三歳まで認めるわけですから、当然民間の働く方々にも三歳までの育児休業を期間として認めるべきだといふふうに私は思っていますが、この点の検討はいかがですか。

○伍藤政府参考人 平成十三年の育児・介護休業法の改正によりまして、民間部門について、勤務時間の短縮等の措置、こういったものの義務の対象となる子の年齢が一歳未満から三歳未満に引き上げられたわけであります。これを受けまして、公務員の育児休業制度を民間の情勢に適応させるため、三歳までの育児休業が措置されたものといふふうに理解をしております。

私は、調べたんですけれども、厚労省がその典拠にしているのは、平成十二年地域児童福祉事業等調査といふものであります。これは希望する時期から保育所に入所された世帯の割合なんです。現実には、今、待機児童がふえておりまして、入所できない人たちがいるわけですから、その方々を組み込んだ調査をしなければ、入れたのが、大体四分の三が六ヶ月程度だったというような話にはとてもならないと私は思います。

それからもう一つ、よく厚労省が使います資料で、今名前は変わつたようですが、三歳までの勤務時間短縮等の措置のメニュー、民間に義務づけられておりますのは、短時間勤務制度でありますとか、フレックスタイム制とか、それから育児費用の援助措置とか、それに加えて育児休業の制度に準ずる措置。こういう幾つかのメニューを示して、これのどれかを講じなければならぬというふうに義務づけられているわけであります。国の場合には、事業主として国がこの中から育児休業の制度に準ずる措置ということを選択したものということだとうふうに理解をしております。

○山口(富)委員 別に、かみ砕いて言つていただかなくとも結構です。

この問題は、今局長が言われたのは、二十三条ですよ。この中で、「一歳から三歳に達するまで

六ヶ月から三歳未満で、ここに三一・六%あるん

ですか。この制度を使いたいと思っている方が、半年じゃなくてもう少し延ばしてくれと

いう実態をやはり踏まえるべきだと私は思うんです。

その点でお尋ねしたいんですけども、今、国家公務員については国家公務員の育児休業等に関する法律というのがあります。三歳まで育児休業が認められています。公務員に三歳まで認めるわけですから、当然民間の働く方々にも三歳までの育児休業を期間として認めるべきだといふふうに私は思っていますが、この点の検討はいかがですか。

○伍藤政府参考人 平成十三年の育児・介護休業法の改正によりまして、民間部門について、勤務時間の短縮等の措置、こういったものの義務の対象となる子の年齢が一歳未満から三歳未満に引き上げられたわけであります。これを受けまして、公務員の育児休業制度を民間の情勢に適応させるため、三歳までの育児休業が措置されたものといふふうに理解をしております。

私は、調べたんですけれども、厚労省がその典拠にしているのは、平成十二年地域児童福祉事業等調査といふものであります。これは希望する時期から保育所に入所された世帯の割合なんです。現実には、今、待機児童がふえておりまして、入所できない人たちがいるわけですから、その方々を組み込んだ調査をしなければ、入れたのが、大体四分の三が六ヶ月程度だったというような話にはとてもならないと私は思います。

それからもう一つ、よく厚労省が使います資料で、今名前は変わつたようですが、三歳までの勤務時間短縮等の措置のメニュー、民間に義務づけられておりますのは、短時間勤務制度でありますとか、フレックスタイム制とか、それから育児費用の援助措置とか、それに加えて育児休業の制度に準ずる措置。こういう幾つかのメニューを示して、これのどれかを講じなければならぬというふうに義務づけられているわけであります。国の場合には、事業主として国がこの中から育児休業の制度に準ずる措置ということを選択したものということだとうふうに理解をしております。

○山口(富)委員 別に、かみ砕いて言つていただかなくとも結構です。

この問題は、今局長が言われたのは、二十三

の子を養育する労働者にあつては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならぬ。」という規定が育介法の方にもありますよというのを、いわば公務員との関係でかみ碎いて言わされたそうです。

では、私もかみ碎いて言いますけれども、例えば、平成十五年度女性雇用管理基本調査、調査はいつぱいあるんですよ。これを見ますと、今、局長は二十三条の勤務時間の短縮等の措置を言われましたけれども、これを現実にとっている事業所というのは四五・三%しかないんです。しかも、同じ調査で、一年前、平成十四年の調査があるんですけれども、これを見ますと、育児休業制度の規定がある事業所における育児休業制度の期間といふのは、子が一歳未満までというところが八六・一%なんです。

ですから、片や公務員の方は三歳のがあつて、そして、民間の方は、それに見合う二十三条の規定があつて、いろいろな措置をとりなさいといふことになつているけれども、実態として見たらどうなるかといふと、この勤務時間の短縮等の措置が四五・三%、それから、休業期間でいうと一歳未満といふのは八六・一%といふんですから、私は、こういう実態がある以上、やはり今度の一歳六ヶ月までといふものを公務員と同等の三歳程度まで引き上げるのが、やはり実態からいっても要求からいっても欠かせないんだということを申し上げたんです。

それで、私はもう一点、この育児休業をめぐりましては、期間の問題、制度の問題もあるんですねが、とにかく取得がなかなかにくいという声が引き続きありますので、次にこの問題を取り上げたいたいと思うんです。

資料がいろいろありまして、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局、ここが委託調査をやっています。どういう委託調査かと云ふと、子育て支援策等に関する調査研究報告書、昨年の三月にある研究所が出したもので、これを見ますと、父親、母親それぞれに聞いているんですが、「育

児休業を取得しない理由」として、例えば、父親の場合は「仕事が忙しく、同僚に迷惑がかかる」三五・六%、「取得しにくい雰囲気が職場にありました」二三・一%。お母さんの場合は、「取得しにくいけれども、これが忙しく、同僚に迷惑がかかる」二二・四%、「職場に制度がなかつたので取りにくかつた」一七・五%。これらがざらっと上位に並ぶんですが、これはどう見たつて社会的にも職場的にも制度としては十分に充実されていない、その条件整備が急務だという結果になると思つてます。

もう一つ、私もちよつと驚いたんですけど、ニッセイ研究所というところが、育児休業を取得した場合に昇給や昇格にどういう影響が出るのかという調査をやっています。これは、男性の場合ですけれども、これを見ますと、昇格・昇給に対する影響で、休業期間が一ヶ月から二ヶ月の場合で三割の方が影響が出ている。影響といふのは悪影響ですよ、いい方向に出るはずがないですから。それから、六ヶ月を超える場合は五四%の方が昇給、昇格に影響が出るといつてあるんですね。

それで、前回の法改正で、十条で解雇その他の不利益な取り扱いをしてはならないということが盛り込まれて、これは事業主に対する指針でもあります。育児休業がとりやすい環境整備にきちんと取り組むとともに、不利益な取り扱いがあつた場合は、五十六条に基づいて、指導・勧告を含めて、きちんと対応をする、そういう姿勢を示すべきだと思ふんですが、この点はいかがでしょうか。

○伍藤政府参考人 御指摘のとおりだと思います。この中で一体どういう問題が起きているのかといふと、育児に関する事項でいうと、やはり育児休業がなかなかにくいという問題がかなり深刻に出ています。その中の一つに、深夜業の制限に関する事項といふものも多いんですね。

それで、確認しておきたいんですけども、これは、一九九九年の法改正で、第五章で育児介護中の深夜業を制限するという規定が設けられたわけですから、この立法趣旨はどこにあったのか、これを示していただきたい。

○伍藤政府参考人 一九九九年の男女雇用機会均等法等の改正によりまして労働基準法も改正をされまして、女性労働者に係る深夜業の規制が撤廃されましたわけですが、これにあわせて、育児または介護を行う労働者が雇用を継続しながら育児ができるように、男女を問わず、育児・介護休業法に深夜業の制限の制度を設けることとしたものであります。この指針に従いまして、各都道

く、あるいは、先駆的な企業を表彰して、そういうものの企業のあり方というものをいろいろな場を通じて周知をしていく、ファミリー・フレンドリー企業といつておりますが、こういった施策をさらに推進していくことをやつてまいりました」と思つております。

それから、不利益な取り扱いを受けるなどのケースにつきましては、これはもう法律で禁止をされてしまうことになりますから、各都道府県の労働局において、現任でもやつておりますが、そういう事案の把握に一層努め、適正な指導に努めてまいりたいというふうに思つております。

○山口(富)委員 今、局長から、各県の労働局でも指導をやつております。このうちのもうほとんど全部が問題があつたといふことなんですね。このうち、行政指導を実施した事業場数といふのは九四・九%といいますから、五千六百九十六、いわば報告を求めたうちのもうほとんど全部が問題があつたといふことなんですね。

この中で一体どういう問題が起きているのかといふと、育児に関する事項でいうと、やはり育児休業がなかなかにくいという問題がかなり深刻に出ています。その中の一つに、深夜業の制限に関する事項といふものも多いんですね。

それで、確認しておきたいんですけども、これは、一九九九年の法改正で、第五章で育児介護中の深夜業を制限するという規定が設けられたわけですから、この立法趣旨はどこにあったのか、これを示していただきたい。

○伍藤政府参考人 一九九九年の男女雇用機会均等法等の改正によりまして労働基準法も改正をされまして、女性労働者に係る深夜業の規制が撤廃されましたわけですが、これにあわせて、育児または介護を行う労働者が雇用を継続しながら育児ができるように、男女を問わず、育児・介護休業法に深夜業の制限の制度を設けることとしたものであります。この指針に従いまして、各都道

のありますと、小学校就学までの子供を養育する家庭においては、できるだけ、いわば生活のコアタイムであります夜の時間帯に親子が一緒に過ごせるように、請求をすればその事業主はそれに配慮しなければならない、こういう趣旨でこうい改定をしたわけでございます。

○山口(富)委員 となりますが、局長、かみ碎いて言いますと、働く方々の労働権と家庭責任、いわば子育てと仕事の両立を図るというところに立法趣旨があつたというふうに考えてよろしいですね。

○伍藤政府参考人 御指摘のとおりだと思います。この中で、この深夜業の制限の制度自身は、かなり事業所で広がり始めているようです。ところが、ある航空会社で、深夜業の制限を申請した乗務員に対して、それまで月二十日程度の勤務があつたんですね。このうち、行政指導を実施した事業場数といふのは九四・九%といいますから、五千六百九十六、いわば報告を求めたうちのもうほとんど全部が問題があつたといふことなんですね。この中で一体どういう問題が起きているのかといふと、育児に関する事項でいうと、やはり育児休業がなかなかにくいという問題がかなり深刻に出ています。その中の一つに、深夜業の制限に関する事項といふものも多いんですね。

それで、確認しておきたいんですけども、これは、一九九九年の法改正で、第五章で育児介護中の深夜業を制限するという規定が設けられたわけですから、この立法趣旨はどこにあったのか、これを示していただきたい。

○伍藤政府参考人 一九九九年の男女雇用機会均等法等の改正によりまして労働基準法も改正をされまして、女性労働者に係る深夜業の規制が撤廃されましたわけですが、これにあわせて、育児または介護を行う労働者が雇用を継続しながら育児ができるように、男女を問わず、育児・介護休業法に深夜業の制限の制度を設けることとしたものであります。この指針に従いまして、各都道



ざいますが、これについても、やれることかどうか調べてみたい、こういうふうに思います。

○阿部委員 先回もお願ひいたしましたが、ぜひ早急にしていただきたいです。

いろいろな形で、非戦闘員と呼ばれている方々の犠牲が広がっております。私どもの国として、それを小泉首相は支持なさるという判断をしているわけですから、逆に言えば、私どもの国がその殺りくを支持していることにもなりかねません。事態は極めて重大な局面に入っていると思います。重ねてよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議に上つております法案についての質疑をさせていただきます。私で質問は最後と思います。

一応、今回の法案の四つの柱のうち、一番目の育児休業の有期雇用者への拡大ということを除き、二、三、四、例えば看護休暇、あるいは介護休業の取得の仕方の変更等々、あるいは育児休業期間の延長については、基本的に賛成するものであります。が、期間を定めた就業者、労働者に対しての育児休業にかかるります改正に関しましては、果たしてこの改正が前向きに、そうした有期雇用者の就労状況の継続に向かうのか、あるいは逆に、今回の改正によって育児休業がとりづらい状態になるのではないか。この懸念が、私は今回の審議をずっと聞いた中でも払拭されません。そこで、多分に繰り返しになる部分もあるやもしれませんが、重ねてお伺いしたいと思います。

なお、私的なことを申し上げて恐縮ですが、私は小児科医で、現在お子さんをお育て中の世代を見ておりますと、実は子供が親といえる権利も十分に保障されておりませんし、親が子といえる権利も十分に保障されていないと思います。確かに、ゼロ歳児からの保育が開始されて、そこで子供たちが過ごしている現状もあり、保育の充実が図られるということは重要と思いますが、しかし、やはり基本的には、特に幼い時期、親も子にかかわり、子も親のかいなの中にいるということは、本当に大事なことだと思います。その意味において、ぜ

ひとも育児休業がさらにさらに充実してほしい。きょうの冒頭の藤田委員の御質疑にもあります。

たが、これは今回拡大される有期の雇用者だけではなく、現状で期間の定めのない働き方をしている女性たちも、実は出産を契機にまだやめておらず、おられるということもあります。しかし、今回の改正が、このことをさらにもう一步も二歩も改善するものであつてほしいと願つておる者の一人です。

そこで、冒頭は伍藤雇用均等・児童家庭局長にお伺いいたします。

今回の法の改正で、現状十万人が取得しておられる予測される育児休業の取得が、さらに有期契約労働者が一万人の増加をする試算だとお伺いいたしました。そして、その試算の根拠は、先ほど山口委員への御回答の中で、年度における出生数や出産一年前後の母親の就労状況、あるいは有期契約労働者の雇いどめまでの勤続年数等で計算しておるとおっしゃいましたが、私は、どうやって計算されたのか、ちょっと具体的なイメージがわきません。もう少しあかりやすく一万人の算出根拠をお示しください。

○伍藤政府参考人 先ほど幾つかの条件を申し上げましたが、一年間の出生児数、それに、ゼロ歳児の母のうち出産一年前に勤めていた者の割合でありますとか、パート、アルバイトのうち有期の割合、それから、以前の雇いどめまでの勤続年数が三年以上である有期契約労働者の割合、これに育児休業取得率というものを乗じてはじいたものでございまして、粗っぽい推計であります。私がどの手元に入るいろいろなデータの中から、このくらいは取得できるんではないかな、そういう条件を設定して、それを掛け合わせたものでございます。

○阿部委員 私は、そういう数字の操作で果たして、面倒を見る自信がないのに子供を妊娠させた

て実態が把握されているかどうかを非常に疑問に思うものです。

算出根拠をお示しいただきたいというのは、きっとおられるということを言つたままでした。今、有期という形態をとつて働く方たちが育児休業をとりたいと思ったときにどのように対処しておられるかの実態からは、非常に遠いと思います。そこで、重ねてお伺いいたしますが、これまでのさまざまな調査の中で、有期労働契約に関する調査、平成十一年にございますが、育児休業ということと、有期という形態をとる、この二つをかけ合わせて、実際にそこで働いておられる皆さんあるいは雇用主に対して、この二つをキーワードにしてなされた実態調査、ござりますでしょうか。

○伍藤政府参考人 そういう形での調査はございません。

○阿部委員 私は、この法律を改正するときに、当然まず第一にならるべき調査であると思います。

私が、この法案の審議に当たつて、何人かの有期労働と言われる方々のお話を伺い、余りにも現実感覚から遠いという指摘を受けました。

一事例の御紹介ですが、三十七歳のプログラマーで、登録派遣で働いている女性です。週四十二・五時間働き、雇用保険にも入っています。この方は、当初三ヶ月の契約で派遣元のAからB社に派遣されて、その後開始後一ヶ月のことであるいは、その中で現在の就業状況が仕事を探している、あるいは勤めている、こういった者の割合で、さらには雇用者に占める非公務員の割合でありますとか、パート、アルバイトのうち有期の割合、それから、以前の雇いどめまでの勤続年数

がございまして、粗っぽい推計であります。私がこの手元に入るいろいろなデータの中から、このくらいは取得できるんではないかな、そういう条件を設定して、それを掛け合わせたものでございました。

そこで、A社の派遣元の方から彼女に来たメールの紹介です。

お仕事の継続については、お客様たるB社がやめてほしいというのであれば、そうせざるを得ません。お金の出どころはB社ですし、ビジネスとはそういうものです。同じく統いて、同じ男として、面倒を見る自信がないのに子供を妊娠させた

りは私はいたしません。私も妻がおりますが、家でごろごろしております。きつちり面倒は見ておられます。いつ妊娠しても大丈夫な経済的蓄えもござります。これは派遣元の方の上司に当たる方ですね。派遣先B社には、妊娠したということを言つてしまつており、B社もやめさせたいという意向が固まつております。またさらに統きます。やはり妊娠という言葉は、即やめてくださいとなつてしまふケースがほとんどですと派遣元のA社の上司がこの方におつしやるわけです。通常、就職先としては統けさせようにも統けさせられないという判断でございます。だから、妊娠しました発言は絶対言つてはいけないのですと。派遣先としては統けさせようにも統けさせられないとすれば、言つてはいけないのであれば、妊娠したのを隠してぎりぎりまで働くか、しかし、おなかも目立つてまいりますし、太ったと言つて言はれてしまうケースがほとんどですと。派遣先とすれば、言つてはいけないのであれば、妊娠したのを隠してぎりぎりまで働くか、しかし、おなかも目立つてまいりますし、太ったと言つて言はれてしまう。これが妊娠したらどうしようという不安の方が大きいいのが実情です。

しかし、やはり、子供を産むことを選んで育てていきたいという気持ちを持つていただきたい、そして働き続けるようにしていただきたいと思うのがこの法案の改正点であれば、私は、さらに統けさせていただきますが、ぜひ、有期で働く皆さんと妊娠、出産ということに頂立てをして、きちんととした実態調査をしていただきたいですが、尾辻大臣、いかがでしょうか。

○伍藤政府参考人 有期雇用者に今回初めてこういう制度を適用するということで、大変難しいところではありますので、実際にどういう形で事業主が行動に出るか、あるいはどういう実態で労働者がこういう制度を利用できるか、こういうことについては、この法律を施行いたしましたら、当

ることは当然必要だと思いますので、今回改正をしたこの内容が、どの程度社会に実態として受け入れられ、実効性を持つものであるか、こうのことについては、適切な形で私どもも把握するよう努めたいというふうに思つております。

○阿部委員 今回の改正で二点が加わりまして、何人かの委員が御質疑ですが、平成十四年のガイドライン、告示よりも後退することがあるんではないかと心配されています。

懸念の点は二つございます。同一の事業主に引き続き雇用された期間が一年以上であるということ、またもう一点は、育児休業の申し出の折、子が一歳に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること。これは、これまでのガイドラインの、実態としての常用雇用と変わることのないものという規定から、場合によつてはさらに踏み込んで考えられるわけです。

今回、この、一歳を超えて継続ということを入れたことで、具体的に不利益が生じるような事案は考えておられますか。私のを繰り返さないで回答をお願いします。具体的に不利益が生じるようなケースについて、今、局長は頭に浮かびますか。○伍藤政府参考人 十四年のガイドラインで示しておりますように、実質的に期間の定めのない労働者と判断される場合には、当然、育児休業の対象になる。これは、この規定はそのまま尊重して、今後とも生かすわけでありますから、それに加えて、今回、そういうものと判断できない分野において、今回の改正において一定のこういった要件を満たす者は育児休業の対象になるとということをございますから、今回の改正を機に、新たな形で不利益になる者が発生をするということは想定しても、今回の改正において一定のこういった要件を満たす者は育児休業の対象になるとということはございませんから、今回の改正を機に、新たな形で不利益になる者が発生をするということは想定しています。三ヶ月、三ヶ月、三ヶ月、そして一年超えちゃ困るから、その次の三ヶ月はどうしようという形で。

今度一年という期限が与えられたことによつて、雇用の形態自身、継続期間自身を変えてしまふということが起り得るわけです。そういうことを念頭に置いていただきないと、この改正が浮かんでこないということです。

そして、先ほど青木労働基準局長のお話にもございましたが、十六年の一月から、いわゆる雇用の最初の契約のときに次の継続についてきちんと明示的に文章化しなければいけない、明示的に約束しなきゃいけないということが指導に告示で入つております。

果たしてこの告示は現状においてどの程度実施されているのか、何かデータはお持ちですか。

○青木政府参考人 今御指摘になりました点でございましたけれども、この基準はまさに今おっしゃいましたように、ことしの一月一日から施行されておりまして、私どもとしては、改正基準法の施行とあわせ、この規定についても十分指導、啓発あるいは周知をすることによって、集団指導でありますとか、あるいはもちろん個別の監督のときにも指導するというようなことでやってきております。そういうことで、専ら周知に心がけています。そういうことで、専ら周知に心がけているところでございます。

そういうことでござりますので、この結果につ

きましては、もうしばらく見て、実態調査等をして把握していくといふふうに思つていてこらでございます。

○阿部委員 先ほど、青木局長がおっしゃった告示の内容が、各事業所に配られているものが、このような「雇止めに関する基準について」という、簡単な冊子です。例えば、この中で見ましても、「業

務を遂行する能力が十分ではないと認められため」というのが雇い止めの理由には事例で挙げられておりますが、これが、妊娠をされていて、そして雇う側がそれでは業務を遂行する能力が十分でないと認められるといった場合に、果たしてそ

の判断がどうなるのかということがございます。

ここで明確に答弁していただきたいのですが、ここで雇用の継続が保障されたという事例ですが、

雇用の継続を希望する労働者がいて、そしてその方が妊娠をされる、その場合に、その妊娠はここに言うところの業務を遂行する能力が十分でないことを認められるという事案の中には含まれないのですね。いかがですか。

○青木政府参考人 それは、私どもは、基準法の施行関係については実態をもつて判断するということにいたしておりまして、事業の内容でありましておつしに従事する仕事の様態でありますとか、そういったことによって判断をするということになると思つております。ケース・バイ・ケースで考える必要があるだろうと思っております。

○阿部委員 それでは全く答弁にならないのです。この法律の趣旨は、妊娠そして出産、育児ということを通じて雇用が継続されることを推進す

る法律です。これが、妊娠を理由に作業から抜け

るあるいは仕事が云々と言われたら、もともと労働基準法すら守れないことになりますから。

しかし、現状で、果たして有期雇用の労働者の労働組合組織率はいかがなものでしょうか。

○太田政府参考人 今お尋ねの有期契約労働者の労働組合の加入率でござりますけれども、私ども

で実施している労働組合基礎調査では把握してい

ないところでございますけれども、民間に委託で

調査に出したことがありますけれども、民間に委託で

いたしまして、有期契約労働者の組合加入率は六・六%となつてゐるところでございます。

○阿部委員 普通の常用雇用でも、雇用の継続、解雇などについては、争議の一番大きな問題にな

りますが、有期という形態をとつた場合に、逆に、妊娠を理由とせずとも、期間の終了だという形で、合法的に雇用が中断、継続されないということが多々起ります。そして、その場合に、例えれば労働者の側が相談を持っていきたい労働組合の組織

率は六・六%と極めて低いと言わざるを得ないと

思います。先ほど私が御紹介した事例も、この方

がユニオンに相談を持ちかけて、ユニオンを介し

て雇用の継続が保障されたという事例です。

一方で、低い労働組合組織率、そしていろいろなところで雇い止めが問題になり得る状況の中で、先ほど山口委員の御質疑にもありましたが、そういうときは雇用均等室の方にお申しくださいといふことでありましたが、これはやはり労働基準監督局自身がきつちりとした対応をしていただかないと、先ほどの答弁ではとても実際には雇用が継続されるようになるとは思えないのです。

最後になりますが、大臣にお伺いをしたいと思いますが、私は、今回の法律改正が、やはり、そもそも改正の突端で現状をきつちりと把握されないことが、大臣にお伺いをしたいと思つたことによる懸念が二点あるということ。これは、一年継続して働いた、あるいは一年後も働く意思があることを冒頭できちんと確約しておかなきゃいけないが、そのお互いの労使のやりとりは、まだ十六年一月から始まつたばかりである。法は改正され、果たしてよい方向に向くのか。とりづらくなり、さらに、有期で働く方たちはふえる。これからは多様な働き方はプロモートされるべきだと思いますが、しかし、そのことが実際に子供を産むことから遠ざかっていくのであれば、一人の人間の生き方として大きなものをそぎ落としていくことになると思います。

最後に大臣に、やはりきちんとした実態調査、そして、こうした告示がどの程度周知徹底されておるのかという調査もあわせて、陣頭指揮に立ていただきたいと思いますが、御答弁をお願い申しあげます。

○尾辻国務大臣 まずガイドラインについて申し上げたいと思います。

これは、今度法改正をして、それが逆に対象が狭まるとか、そういうふうな、逆のことになる、そういうことは決してありませんということを申上げておきたいと思います。今までのガイドラインにプラスして、今度の法律改正、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。まずそのことを申し上げておきたいと思います。



報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鴨下委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨下委員長 次に、第百五十九回国会、鈴木俊一外三名提出、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案及び第百五十九回国会、泉房穂君外二名提出、無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。

鈴木俊一君。  
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○鈴木(俊)議員 ただいま議題となりました特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が國の国民年金制度は昭和三十六年に創設以

後、原則、二十歳以上六十歳未満の自営業者等をその対象としてきたところであります、制度創設時において、諸般の事情を総合的に勘案の上、学生や被用者の配偶者は任意加入の対象としてま

いました。これらの方々については、その後の制度の発展に伴い、現在は強制加入とされておりますが、こうした国民年金制度の発展過程において、制度の対象としつつも強制加入ではなく任意加入とされた結果として、加入していない障害者が生じております。このため、こうした国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられるべきものとしております。

以上のほか、特別障害給付金の給付を受ける者に係る国民年金保険料の免除に関する特例、受給権の保護、公課の禁止等の所要の規定を整備することとしております。

特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ることとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法の対象となる特定障害者とは、その傷病に係る初診日において任意加入制度の対象とされていた、被用者年金各法の被保険者等の配偶者または大学等に在籍する生徒もしくは学生で国民年金制度に加入していなかつたものであつて、六十五歳に達する日の前日までにおいてその傷病等により現に障害等級一級または二級の障害状態にあるものとしております。

第二に、国は、特定障害者に対し、月を単位として特別障害給付金を支給するものとし、その額は、一月につき、障害等級が一級の者には五万円、二級の者には四万円とすることとしております。

また、特別障害給付金の額につきましては、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとしております。

第三に、特定障害者の前年の所得が政令で定める額を超えるときは特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは、特別障害給付金の額の全部または一部を支給しないこととしておりります。

東京地裁判決は、障害を負った時期が二十未満なら障害基礎年金が支給されるが二十以上なら不支給となるのは、法のもの平等を定めた憲法十四条違反であると、国民年金法の規定を違憲とする初めての判断を示しており、また、違憲状態を放置したのは違法であると、救済措置をとらず放置した立法不作為により、原告一人当たり五百円の損害賠償の支払いを国に命じています。

新潟地裁判決は、同じ二十以上でありながら、学生以外であれば障害基礎年金が支給されるのに受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられるべきものとしております。

以上のほか、特別障害給付金の給付を受ける者に係る国民年金保険料の免除に関する特例、受給権の保護、公課の禁止等の所要の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鴨下委員長 次に、泉房穂君。

〔本号末尾に掲載〕

無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○泉(房)議員 ただいま議題となりました無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ことし三月に東京地方裁判所において、また十

月に新潟地方裁判所において学生無年金損害賠償訴訟の判決が下され、いずれの判決においても原

告が勝訴いたしました。

東京地裁判決は、障害を負った時期が二十未満なら障害基礎年金が支給されるが二十以上なら不支給となるのは、法のもの平等を定めた憲法十四条違反であると、国民年金法の規定を違憲とする初めての判断を示しており、また、違憲状態を放置したのは違法であると、救済措置をとらず放置した立法不作為により、原告一人当たり五百円の損害賠償の支払いを国に命じています。

新潟地裁判決は、同じ二十以上でありながら、学生以外であれば障害基礎年金が支給されるのに受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉

無年金障害に関する訴訟は学生によるものだけではなく、全国各地で行われており、国民年金制度の欠陥によって障害無年金状態の生活を強いられている方々は数多くおられます。

民主党は、以前から、無年金障害者あるいは国籍条項による無年金者をなくすことを、また制度を改めるまでの間、福祉的措置も含めた実現可能な方策を早急に検討し、無年金障害者をなくす取り組みを進めることを提言してまいりました。

行政サイドにおいても、坂口力前厚生労働大臣は、二〇〇二年八月に無年金障害者に対する坂口試案をあらわし、立法側も、超党派の議員連盟において、二〇〇四年三月に無年金障害者の早期救済を内容とする議連方針を取りまとめてきました。

民主党は、超党派議員連盟が取りまとめた方針に基づいた救済策こそ現在実現可能な救済方法、救済水準であると考え、法律案を取りまとめるこ

とといたしました。

すなわち、無年金障害となる分類を、国籍要件撤廃前に障害状態にあった在日外国人、六十一年四月の任意加入制度発足前に海外滞在中に障害を負った在外邦人、学生の任意加入期間に加入せざる在日外国人、在外邦人、学生、主婦を優先的に障害を負った学生、サラリーマン世帯の主婦が任意加入であった期間に加入をせずに障害を負った主婦、強制加入である年金制度に加入しない時期に障害を負った未加入者、保険料を滞納していたことにより支給要件を満たさない未納者に分け、制度上の欠陥によって無年金となつている在日外国人、在外邦人、学生、主婦を優先的に救済の対象とし、保障の水準を現行の障害基礎年金と同等とすること、未納、未加入を原因とする無年金障害者に対しても速やかに法制上の措置を行ふことを求めるものです。

東京地裁判決、新潟地裁判決が下した、制度の間に落ち、無年金状態の生活を強いられてきた経過の清算も必要です。そして、これから的生活を無年金状態にさせないための救済策が今求められています。その実現のために、本法案を提出する

ことといたしました。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、昭和五十七年一月の国籍要件撤廃前に障害事故の発生した在日外国人、昭和六十一年四月の第三号被保険者制度創設前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故の発生した被扶養配偶者、平成三年四月の学生に対する強制適用前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故の発生した二十以上の学生、六十一年四月の任意加入制度発足前に障害事故の発生した在外邦人を対象として、障害福祉年金を支給します。

第二に、障害福祉年金は、現在の障害基礎年金と同水準とすることとし、一級でおおむね八万三千円、二級でおおむね六万六千円としています。

第三に、本法律案で救済の対象とできなかつた保険制度未加入、保険料滞納を事由として障害年金給付を受けられない者に対し給付を行うことができるよう、速やかに必要な法制上の措置等を講ずることとしています。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決されることをお願い申し上げます。

○鶴下委員長 以上で両案の趣旨の説明は終りました。

午後一時から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

○鶴下委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前一時二分開議

君外三名提出、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案及び第百五十九回国会、泉房穂君外二名提出、無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案の両案を一括して

議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省年金局長渡辺芳樹君、社会保険庁運営部長青柳親房君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鶴下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鶴下委員長 御異議なしと認めます。よって、

場合に、いかに社会生活をそのまま続けることができるか、これは大変大きな国民の安心と安全の源泉である、このように思っているわけであります。

そこで、各提案者の皆様並びに厚生労働大臣にお伺いしたいと思いますけれども、このようないえについてどのように思つておられるか、御意見を賜ればありがたいと思います。

○長勢議員 障害者に関する理念は、今先生御指摘のような方向で考えられてきたと思しますし、私自身も、おっしゃるように、本人の意思とかかわりなく障害という状況になる、また、だれでもそういう状況になるということでござりますから、これからの社会において、障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し合う、そして支え合う、そういう共生社会を目指していくべきものと考えております。

そういう観点からしまして、単に恩恵的でどうするということではなくて、障害者の自立と社会参加を積極的に支援するということが重要でありますし、それに関する、國も相応の責任を果たすべきものと思っております。

○尾辻国務大臣 障害者福祉は厚生労働行政の原点ともいうべきものでございまして、すべての障害者の方が、誇りと役割を持って、地域で自立した生活を送ることのできる社会を築くことが、厚生労働省の使命であると認識をいたしております。

○泉(房)議員 小西議員にお答えいたしました。

○尾辻国務大臣 障害者になり得るものでありますから、障害を国民一人一人がみずから問題としてとらえ、障害者の方の自立の努力だけでなく、社会全体で支え合ふことが大切でございます。こうした観点から、年金制度等の所得保障が重要な役割を果たす。

○尾辻国務大臣 委員御指摘がございましたように、だれもが障害者になり得るものでありますから、障害を国民一人一人がみずから問題としてとらえ、障害者の方の自立の努力だけでなく、社会全体で支え合ふことが大切でございます。こうした観点から、年金制度等の所得保障が重要な役割を果たす。

○尾辻国務大臣 年金制度等の所得保障が重要な役割を果たす。

も選べるわけではない。その点、全く委員御指摘のとおりであります。

また、だれもが障害者になる可能性がある、その後であります。生きとし生けるものすべてが障害者になる可能性がある、そういう視点で見ていく必要がある、そういう視点で見ていく必要があります。

また、その影響は最小限にとどめられなければなりません、まことにそのとおりであります。張って、誇りを持って、笑顔で生きていく、こういった視点でもつて検討していく、そういう視点であります。

○長勢議員 障害者に関する理念は、今先生御指摘のとおりであります。生きとし生けるものすべてが障害者になる可能性がある、そういう視点で見ていく必要があります。

また、その影響は最小限にとどめられなければなりません、まことにそのとおりであります。張って、誇りを持って、笑顔で生きていく、こういった視点でもつて検討していく、そういう視点であります。

方の御努力のたまものだというように考えております。

また、今回与党から提案が出されましたけれども、私もこの法案を読ませていただきまして、災害時の対応に始まり、不正受給者への対応、資料

などの提供や調査、また、事務について詳細な規定を盛り込んでおり、すぐにも実施できるといふ必要十分な検討が加えられている案であるということについて敬意を表させていただきたい、このように思っております。

そういう中で、議論になつております点が幾つかあるかと思いますので、順次質問をさせていただきたい、このように思つております。

まず一番目に、対象者の範囲でございますけれども、与党案と民主党案では若干差異がござります。まず、与党の提案者の皆さんにお伺いをいたします。

坂口試案でも具体例として出ておりました、国籍要件撤廃前の在日外国人を今回のこの法案の対象から外している理由はどのようなものなのか、教えていただきたいと思います。

○鈴木(俊)議員 先ほどの法案趣旨説明にございましたとおりに、私ども与党案におきまして特別障害給付金の支給対象としておりますのは、平成三年三月以前において任意加入であった学生や、あるいは昭和六十一年三月以前において任意加入であつた被用者の配偶者、この方たちを支給対象としているところでございます。

これらの方々を支給対象とした理由でございますが、これらの方々は、国民年金制度発足時には任意加入の対象とされているという経緯の中、国民年金制度がその対象としつつも、任意加入か強制加入かという加入形態の違

いによって、結果として障害基礎年金等を受給しないといふ特別な事情が生じた方々に福利的な措置を講ずるというのが、私どものこの法案であります。

任意加入の対象となる前の在外邦人について制加入かという加入形態の違いによって、結果として障害基礎年金等を受給していないという特別な事情が生じた方々でございます。一方、御指摘の在日外国人の方々でございますが、そもそも昭和五十七年一月以前は政策的に制度の対象外となつていた方でございまして、障害

年金等を受給していないことは、制度の発展過程の中で生じた事情によるものではなくて、学生や被用者の配偶者とは大きく事情が異なると言わざるを得ないと思つております。

しかしながら、一方におきまして、日本国籍を

有していなかつたために障害基礎年金の受給権を有していない障害者の方が、さまざまな御苦労を抱えているということも事実でございまして、これらの方々に対する福利的措置につきましては、各種施策との整合性等を踏まえながら、今後検討を行なう必要があると考えておきます。

○小西委員 どうもありがとうございました。

あわせまして、任意加入制度発足前の在外邦人も同じように対象から外されているわけでございましてけれども、これはどういう理由によるものか、お教えいただきたいと思います。

○鈴木(俊)議員 在外邦人につきましては、昭和六十一年三月以前は国民年金の適用除外でございましたが、昭和六十一年四月以降、任意加入とされ、現在に至つております。

一方、学生や被用者の配偶者の方々は、これは先ほどの御質問で申し上げたところでございますけれども、国民年金発足当時から制度の対象であつて、任意加入とされていましたけれども現在は強制加入の対象にされている、そういう経緯がござります。

そういう中で、国民年金制度がその対象としつつも、任意加入か強制加入かという加入形態の違いによって、結果として障害基礎年金等を受給しないといふ特別な事情が生じた方々に福利的な措置を講ずるというのが、私どものこの法案であります。

○福島議員 お答えさせていただきます。

本法案の特別給付金は、あくまでも年金制度を補完する福利的措置として講じるという考え方で立っております。その福利的措置を講ずるに当たりまして、保険料を拠出しなくて年金給付と同じ給付が得られるということになれば、拠出制度の年金制度に対しても影響を与えるを得ない、そのように考えたわけであります。したがつて、年

同じ問題につきまして、民主党の提案者の方にお聞かせします。

対象の在外邦人として、どのような方が何人ぐらいおられるのか、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

有していなかつたために障害基礎年金の受給権を有していない障害者の方が、さまざまな御苦労を抱えているということも事実でございまして、これらの方々に対する福利的措置につきましては、各種施策との整合性等を踏まえながら、今後検討を行なう必要があると考えておきます。

○泉(房)議員 御質問に対してでございますが、有していなかつたために障害基礎年金の受給権を有していない障害者の方が、さまざまな御苦労を抱えているということも事実でございまして、これらの方々に対する福利的措置につきましては、各種施策との整合性等を踏まえながら、今後検討を行なう必要があると考えておきます。

○小西委員 どうもありがとうございました。

あわせまして、任意加入制度発足前の在外邦人も同じように対象から外されているわけでございましてけれども、これはどういう理由によるものか、お教えいただきたいと思います。

○鈴木(俊)議員 在外邦人につきましては、昭和六十一年三月以前は国民年金の適用除外でございましたが、昭和六十一年四月以降、任意加入とされ、現在に至つております。

一方、学生や被用者の配偶者の方々は、これは先ほどの御質問で申し上げたところでございますけれども、国民年金発足当時から制度の対象であつて、任意加入とされていましたけれども現在は強制加入の対象にされている、そういう経緯がござります。

○小西委員 ありがとうございます。

次に、支給額について御質問をさせていただきますけれども、国民年金発足当時から制度の対象であつて、任意加入とされていましたけれども現在は強制加入の対象にされている、そういう経緯がござります。

○福島議員 ありがとうございます。

今回、対象者の国民年金保険料の免除について、一律ではなく申請によって免除を可能にするという規定になつておりますけれども、この規定を置かれた意図についてお伺いできればというよう

思います。

○小西委員 ありがとうございます。

次に、支給額について御質問をさせていただきます。

○福島議員 この点につきましては、今回の特別障害給付金の水準が障害基礎年金の六割程度であるといったようなことを考え、可能な場合には無理のない範囲で保険料を納付していくだけ、拠出いただくことによって、老後において特別障害給付金よりも高額の老齢基礎年金を受給することができます。

○小西委員 ありがとうございます。

次に、実施主体ということで、与党の案においておきます。

○福島議員 お答えさせていただきます。

本法案の特別給付金は、あくまでも年金制度を

補完する福利的措置として講じるという考え方で立っております。その福利的措置を講ずるに當た

る点で、学生や被用者の配偶者と事情が大きく異なるものでございまして、給付対象としていない

といふふうにして、給付対象としていない

あるわけであります。

金給付よりも給付額や給付条件に一定の制約のあるものにせざるを得ない点については、ぜひとも御理解をいただければと思つております。

その上で、福利的措置いたしましても、政策効果の期待できるような水準でなければならぬ

い、そういう観点から、現行の福利的措置の中で最も高い水準とされておりますところの児童扶養手当、これは月額一級で五万九百円、二級で三万三千九百円であります。

もともと、二十歳前の障害基礎年金の国庫負担相

率直なお答えとしましては、正確な数字としては把握できていないという状況であります。

もっとも、前厚生労働大臣の坂口試案におきましても、人数としては明記されておりません。そ

の試案におきますと、無年金障害者の数は十二万人とされております。委員も当然御存じのとおり、

学生が四千人、在日外国人五千人、主婦の方が二万人というふうになつております。そういう中におきましても、特に明記されていないことからい

たしましても、実質的に財源論に影響を与えるよ

うな人数ではなかろうというふうに理解いたして

おります。

○小西委員 ありがとうございます。

次に、支給額について御質問をさせていただきます。

○福島議員 この点につきましては、今回の特別

障害給付金の水準が障害基礎年金の六割程度であるといったようなことを考え、可能な場合には無

理のない範囲で保険料を納付していくだけ、拠出

いただくことによって、老後において特別障害給付金よりも高額の老齢基礎年金を受給することができます。

○小西委員 ありがとうございます。

次に、実施主体ということで、与党の案においておきます。

○福島議員 お答えさせていただきます。

本法案の特別給付金は、あくまでも年金制度を

補完する福利的措置として講じるという考え方で立ております。その福利的措置を講ずるに當た

る点で、学生や被用者の配偶者と事情が大きく異なるものでございまして、給付対象としていない

といふふうにして、給付対象としていない



れという問題もこれはなくなつてゐるのではないかというように思ひます。

詳細のいわゆる数理の計算等をしているわけで申しませんので、私見ということで申し上げますけれども、今後この年金問題を考えていく上で一つの選択肢として、それがオールマイティーとは申しませんけれども、一つの選択肢として、特に政府の方ではいろいろ比較対象、考慮のうちに加えていただければ大変ありがたいなというよう思つておるところであります。

今回いろいろ質問をさせていただきましたけれども、一日も早く本法案が成立いたしまして、特定また無年金障害者、言い方はいろいろありますけれども、救済されることを切に望んでおる次第でございます。

大体時間となりましたので、私の質問はこれまでにさせていただきましたけれども、重ねまして、提案者の皆様、ずっと検討してこられました御尽力に心から敬意と感謝を表させていただきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鶴下委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党的古屋範子でございます。

本日は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案につきましてお伺いしてまいりたいと思います。

まず冒頭、本法案作成に尽力をされてこられた与野党の議員の先生方に、心から敬意を表したいと思つております。

さて、今、国民の皆様が大変強い関心を持つていらっしゃるのが年金問題でございます。さきの通常国会におきましては、年金の給付と負担の均衡、また世代間格差のは正など、将来にわたる持続可能な制度にするための年金改革法が成立いたしました。そして、課題として残されている年金制度二元化の問題、第三号被保険者の取り扱い、社会保険制度改革、そして今回の法案の目的であります無年金障害者対策など、積極的に取り組み、

制度の信頼回復に努めていかなければいけないというふうに思ひます。

私は、これらの問題に取り組むために、本年五月の自民、公明、民主の三党合意に基づき、一元化問題を含む社会保障全体のあり方を議論することが急務であると考えます。政府におかれましても、細田官房長官の私的懇談会、社会保障の在り方に關する懇談会を立ち上げ、既に社会保障全体の見直し議論を進めていると聞いておりますが、三党合意の与野党協議を早急に始める必要について、まず尾辻大臣にお考えをお伺いいたします。

また、三党合意にございました与野党協議を行うことについて、民主党の皆様も、年金問題を政争の具とすることなく、一刻も早く協議開始に応ずるべきと考えております。ここで、確認の意味で、民主党、与党の皆様にお考えを伺つてまいります。

○尾辻国務大臣 さきの通常国会における改正年金法の御審議の中で、公的年金制度の一元化を含む社会保障制度の一体的な見直しが大きな論点になりました。

三党合意が行われた、こういうふうに理解をいたしております。

政府といたしましては、この合意を受けまして、さらにもまた経済界、労働界からの御要請もありましたから、社会保障の在り方に關する懇談会を設置いたしまして、年金一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的な見直しについて議論を行つておるところでございます。

年金の一元化を初め、年金制度のあり方について引き続き幅広い議論が必要だと考えますので、三党合意を踏まえ、与党間におかれましても、国民的な見地から早急に真摯な協議が行われることを望んでおるところでございます。

○山井議員 古屋範子議員にお答えいたします。

通常国会の衆議院厚生労働委員会において強行採決が行われた後、民主党、自由民主党、公明党的三党の間で合意が行われました。しかし、参議院厚生労働委員会で、与党は再度強行採決をしま

した。その時点で与党の行為によつて信頼関係が壊されたことは、先日の党首討論によつて岡田代表が申し上げたとおりです。そういう意味では、まさに強行採決という手段によつて、この年金協議を政争の具にしているのは与党だと言いたいわけであります。

小泉総理も含め、与党は、三党合意を持ち出して早急に協議を開始することが必要だと言われますが、抜本改革案について責任を持つて議論をまとめるというような姿勢は、小泉総理を先頭に、全く見られません。

岡田代表も、再び、自民党総裁である小泉総理に提案をしております。それは三点であります。第一に、基礎年金ないし最低保障年金相当分について、全額税方式により一元化し、その財源に年金目的消費税を活用すること。第二に、いわゆる二階建て部分については、一元化を前提に、国民年金対象者を含めた負担と給付のあり方について検討すること。最後の第三に、納稅者番号制の導入を行うこと。この三点を与党各党が約束するのであれば、与野党間の協議は意味あるものになりますから、すぐにでも協議に入りたいと考えております。

さらに、私たちもこの厚生労働委員会において年金の集中審議を求めておりますので、来週からでもその審議を行つていただきたいと思います。

本気で審議をする気がないので、アリバイづくりのためにだけ与野党協議という場だけをつくるのは、結果的には国民をだますことになるので、断じて反対であります。

以上です。

○長勢議員 三党合意の経過につきましては、委員御指摘のとおりでございます。

年金を初めとする社会保障制度についての国民の関心は非常に高いわけでございますから、党派を超えてきちんとした議論をすることが政治の責任である、このように我が党は考えております。今国会におきましても、今山井議員からいろいろお話をありましたが、本会議あるいは予算委員会、

会、国家基本政策委員会等におきまして、総理から、るる御提案の三項目につきましても積極的に、また具体的な意思表明があつたところでありますから、ぜひ早急に与野党協議を開始すべきものと考えております。

このために、先日の当委員会理事会におきまして、与党から、本委員会としての年金改革に関する決議の案、また小委員会設置の案を、野党の皆さんにも具体的に提案をさせていただいたところでございます。この小委員会におきまして、年金の一元化を含む社会保障制度全般の一体的な見直しの議論はもちろんでありますし、また、今まで当委員会で議論となつてまいりました年金未納者の問題、あるいは社会保険制度改革の問題も集中的に議論すべきものという御提案を申し上げておるところでありますので、野党においても、入党党員の元化を含む社会保障制度全般の見直しでございます。

小泉総理も含め、与党は、三党合意を持ち出し、年金制度全般の見直しについて議論を行つてまいりますが、本法案について順次質問を行つてまいります。

○古屋(範)委員 では、先ほどの質問とも若干重複いたしますが、本法案について順次質問を行つてまいります。

無年金障害者対策について、公明党は、学生が強制加入となつた平成三年以後、主婦や学生無年金者から要請を受け、党的重点政策に掲げ、救済の実現を貫して主張してまいりました。

無年金障害者問題については、十年前の平成六年、衆参厚生労働委員会において、「無年金である障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め検討する」との附帯決議が行われており、前坂口厚生労働大臣も平成十四年七月に試案を発表し、さらに、本年二月には、「無年金障害者については、その実態を踏まえた福祉的措置の在り方についてさらに検討し、必要な財源の在り方とともに速やかに結論を得ること」との与党合意、そして、四月六日の与党協議会では合意文書が示されております。

このように、平成六年から長い間据え置かれておりましたこの問題に關し、今回、本法案が審議をされたということに至つたことについては、大

変評価すべき英断であるというふうに考えておりまます。本法案がここに至った経緯についてお伺いをいたします。

○長勢議員 経過は御指摘のとおりであるというふうに思つております。

大変検討に時間がかかったわけでございます

が、御案内のとおり、この無年金の方々を年金制度で見るということになりますと、拠出に応じて給付を行うという年金制度の建前とは若干違うことになる。そういう意味で、年金として給付をする場合には問題が多い。一方で、福祉措置として行うという場合にも予算の問題等々もありまして、いろいろ議論の経過、大変御党におかれましても御苦労いただきておったわけでございますが、今日に至つたものでございます。

そういう中で、今お話しのように、平成十四年の坂口前厚生労働大臣の試案ということを契機として与野党間でいろいろな議論を行い、ようやく実施をさせていただきたい、強くお願いを申し上げます。

○古屋(範)委員 やはり、関係者の方々においてはぜひ、早急に本法案を成立させていただきたい、実施をさせていただきたい、強くお願いを申し上げます。

まず、対象者の範囲についてお伺いいたします。現行法におきましては、年金を受給できない障害者が生ずるケースといたしまして、一つに、昭和五十七年一月の国籍要件が撤廃される以前に既に障害の状態にあった在日外国人、また二番目に、昭和六十一年四月前の中華人民共和国に在外邦人、三番目に、昭和六十一年四月に国民年金の強制適用となる以前に任意加入しているなかつたサラリーマンの配偶者、また四番目に、

平成三年四月に国民年金の強制適用となる以前に任意加入していないなかつた学生、五番目に、強制加入である年金制度に加入していない期間に障害を負つた未加入者、六番目に、保険料を滞納していたことにより支給要件を満たさなかつた滞納者、以上の六種類があると言われております。本来であれば、これらの無年金障害者の方々すべてを救済することが望ましいと思いますが、財源問題等、なかなかそういうわけにもいかない難しさがあるということを承知をしております。

そこで、この六種類のケースのうち、今回の法案の対象者を、平成三年度前の国民年金任意加入対象であつた学生、そして、昭和六十一年度前の国民年金任意加入対象者であつた被用者の配偶者である障害者に対し、救済の道が開かれました。この対象者に絞られたことについて、その理由を御説明いただきたいと思います。

特に、在日外国人に関しては、昭和五十七年まで国籍条項があり、入りたくも入れなかつたという現実があります。年金制度から除外され

ていた実情を考えますと、任意加入のできた学生、

主婦を救済するのであれば、任意加入さえできなかつた外国人をここで救済する必要性はあるのでないかという意見もありますが、この点についてお伺いいたします。

○鈴木(俊)議員 先生が無年金障害者で六つの分類に分けてお話をございましたが、御指摘がありましたがおり、与党案におきましては、平成三年三月以前において任意加入であった学生、それから昭和六十一年三月以前において任意加入であった被用者の配偶者、この方々を特別給付金の支給対象としているところであります。

そのようにした理由でございますが、その理由は国民年金発足時には任意加入の対象でありましたが、その後、制度の発展に伴い現在は強制加入の対象とされているという経緯の中で、国民年金制度が対象としつつも、任意加入が強制加入か

別な事情が生じた方々を救済する、そういう考えによるものでございます。

先生が在日外国人の例をお引きになりましたが、この方はは国籍条項撤廃前は国民年金の対象の外にあつた方でございまして、こうした今回対象にした学生、被用者の配偶者とはその事情が大きく異なると考えております。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

次に、特別障害給付金についてお伺いをしてまいります。

本法案の特別障害給付金については、月額一級五万円、二級四万円の支給額で、拠出制障害者年金の趣旨を損なうことなく、福祉的措置として配慮を行うとされています。つまり、このことは、いわゆる年金制度として支払う趣旨ではないと理解されますが、この福祉的措置として配慮を行つた部分について、いま少しう具体的な説明をいただきたいと思います。また、一級五万円、二級四万円、この支給額について、このように決められた経緯をあわせてお伺いいたします。

○福島議員 お答えいたします。

本案の特別給付金は、委員も御指摘のよう、あくまでも年金制度を補完する福祉的措置として講じられるものであります。その福祉的措置を講じるに当たりまして、保険料を拠出しなくても年金給付と同じ給付が得られる、こういう水準でありますと、拠出制の年金制度に対して影響を与えるを得ないという観点から、年金給付よりも給付額や給付条件に制約のあるものにせざるを得ないというふうに判断したものであります。

その上で、福祉的措置いたしましても政策効果の期待できる水準の給付額としなければいけない、そういう観点から、現行の福祉的措置の中で最も高い水準である特別児童扶養手当、これは月額一級五万九百円、二級三万三千九百円でありますけれども、これらの水準に見合つたものといたしました。

また、二十歳前障害基礎年金の国庫負担相当、これは月額一級で四万九千六百五十六円、二級で

三万九千七百二十五円でありますけれども、これもあわせて水準を考えたものであります。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

このような無年金障害者について、中には御自分が対象であるということを全く知らない方々も多くいらっしゃるのではないかと思っております。また、もう既に自分は救済は受けられないとあきらめてしまつている方々もいると思います。しかし、また、そういう方々は、役所でありますとか社会保険庁へみずから出向いて、みずからこれからこういつた措置を受けられる、そういうこともなかなか知りにくい環境にあるのではないかといふ気がいたしております。この対象者御本人、または御家族の方々に、この制度ができましたら、これについてどのように周知徹底が図られていくか、ここが大変重要であると考えております。

そこで、特別障害給付金の対象者が確実に申請することができるよう、市町村の広報紙などを通じた通常の周知方法に加え、障害者団体、また障害者施設を通じた情報提供などを行うなど、積極的に努力をしていただきたいと考えております。

○尾辻国務大臣 特別給付金の対象者につきましては、個別にはなかなか把握できないのが現状でござりますから、特別給付金の制度に関する広報等の情報提供が重要であると考えております。

○古屋(範)委員 そのため、社会保険事務所等による広報に加えまして、障害者と接することの多い行政の障害福祉担当部門や、相談支援事業等の障害福祉サービスの事業所、施設、障害者団体等の関係者にも協力を求めまして、可能な限り広く情報が特別給付金の対象者に届くように、積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

○古屋(範)委員 ぜひ全力を挙げて周知徹底をお願いしたいと思います。

次に、まさに無年金障害者の問題につながる未納者の問題についてお伺いをしてまいります。

私は、未納問題と無年金障害者の解決の問題は、切つても切り離せない問題と考えております。さ



方針をお示ししたところでありまして、引き続き、これらについて議論を深めてまいります。」と述べられております。私は、これは、憲法二十五条、また生活保護法第一条の目的条項に照らして、国の責務であると考えております。

用面について改善していかなければいけない点があるということとも承知をいたしております。この件について、大臣の御真意を伺いたいと思います。

○尾辻国務大臣　お話しいただきました生活保護の件でございますが、大きく述べますと、私のと

○鴨下委員長 次に、三井辨雄君。

○三井委員 初めて尾辻大臣に質問させていただけ  
くわけでござりますけれども、きょう、この法案案の前に、昨日の日経新聞、「混合診療解禁へ一步」という報道がございました。ここで大臣は、現行制度の手直しで十分ということで、諮問会議、規制改革会議の皆さんと激しく闘っているということですね。ぜひとも私たちも応援してまいりたいと思います。

細かいことにつきましては、今後、ここに規制改革会議なり諮問会議なりの代表者をお呼びして、ぜひとも集中審議をしたいということを強く望みます。

正直言いまして知らなかつたのではありますけれども、大変申しわけないことだつたと存じております。

このようく述べなさつておられるわけでございますけれども、これは議事録のままでございます。いかに現職の尾辻厚生労働大臣にいたしましても、当時は学生の年金加入について十分な認識をお持ちでなかつた。この点について大臣はどのとうな御感想をお持ちか、御答弁願いたいと思います。（委員長退席、北川委員長代理着席）

○尾辻国務大臣　お答えしたとおりでございまして、三十六年十月から三十九年にかけて未納期間がございました。そしてまた、お答えしたとおりに、もう正直に言いまして、そのころといいますと、国民皆年金になりましたのが三十六年四月でござりますから、承知はいたしておりませんでし

婦の場合は、将来自分名義の年金が受け取れないと心配や、配偶者の収入等から保険料を負担できる場合が多かったと考えますし、一方学生の場合は、一般的に自分の収入がなく、保険料負担能力が乏しい上、年金はどうしても遠い将来までかかるとしています。

○三井委員 政府の姿勢について私なりに思うのですが、特に基本的に問題があったのは加入しなかつた学生ではなくて、むしろ、先生方も質問がございましたが、現在のように広報活動でございますが、特に基本的に問題があったのは加入しなかつた学生ではなくて、むしろ、先生方も質問がございましたが、現在のように広報活動せずに、また、国会や行政に改善を求める障害者団体あるいは個人の声があつたことも聞こうとしている、また制度を改善しようとしている、また救急車がないという行政の姿勢そのものが、私は基本的に問題があつたのではないかと思うわけでござります。

がまず今御提案申し上げておりますのは、とにかく広く生活保護の制度というのを見直す必要があるのではないかということをございます。

れでしかれなかつと思ひます。お出されられておられること、民主党案、また与党案それぞれに對して、本委員会として真剣にしつかりとした審議をしてまいりたいと思う次第でございます。

○三井委員 本当に私も学生時代はわかりませんでした。しかし、そのときは私の親が年金をかけてくれたということで、今は亡くなりました。親に大変感謝しているわけでございますけれども、そこでお伺いいたします。

主婦の任意加入率約七〇%、これは私、ちょっと社会保険庁の昭和五十九年のデータを引っ張りました。これは大変申しわけないとおわびを申し上げたところでございます。

有効率を取れる所としないことを御承認申し上げたいと思います。この地域の裁量権を大きくいたします方法、いろいろ考えておりますが、このことについては、また機会を見つけて御説明申し上げたいと思います。

が、尾辻大臣の御自身のこととて大変恐縮でござりますが、先日の十月二十九日の本委員会におきまして、我が党の内山晃議員の、年金未納に関する質問に対しまして、大臣はこのよう御答弁されているわけです。これはあくまでも議事録のままです。

大臣におかれましては、この地方の声に耳を傾けていただきたいということを強く望みまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

昭和三十六年十月に、私は防衛大学を中途退学いたしておりまして、三十九年四月に東京大学にまた入学いたしました。その間は加入義務がござりますけれども、保険料未納の期間がございました。これは、当時失念したといいますか、

ついてと/orことでお答えすればよろしゅうございましょうか。(三井委員「はい」と呼ぶ)  
確かに、おっしゃるように、主婦に比べまして  
学生の任意加入者が少ないところでございます。  
これをどう見るかということでおざいますが、主

○三井委員 またこのまま、大臣は誠意を持つてあります。そしてまた今日、今、私が大臣でありますから、そういう省であつてはなりませんので、もしそういうことがあれば、きつちりと体質改善に努めてまいりたいと存じます。

婦の場合は、将来自分名義の年金が受け取れないことへの心配や、配偶者の収入等から保険料を負

方針をお示ししたところでありまして、引き続き、これらについて議論を深めてまいります。」と述べられております。私は、これは、憲法二十五条、また生活保護法第一条の目的条項に照らして、国

正直言いまして知らなかつたのではありますけれども、大変申しわけないことだつたと存じております。

婦の場合は、将来自分名義の年金が受け取れることへの心配や、配偶者の収入等から保険料を負担できる場合が多くたと考えますし、一方、学生の場合は、一般的に自分の収入がなく、保険料負担能力が乏しい上、年金はどうしても遠い将来のことであるという意識などによるものではないかと考えております。



この問題は、無年金障害者が生じた理由、それをどう見るかにかかわっているところであります。与党の方は、年金制度は間違つていなかつたという視点に立つておりますので、枠外でということになつてゐるところであります。

しかしながら、今回、三月そして十月と、地裁におきまして違憲判決、しかも立法不作為の違憲判決等が続いております。どうしてなつか、これをしつかりと見詰める必要があると思います。新潟判決はこう言つています。学生らに何ら非難されるべきいわれはない、そして国会議員らの過失、こういった言葉が判決に語られるわけです。それはどうしてか。

判決、五、六行ですが、読ませていただきます。

ここがポイントです。「昭和五十年代の障害者団体による活動の状況や昭和六十年法の改正審議等立法経過に照らせば」もう二十数年前の話であります、「昭和六十年改正当時には、国会議員においては、学生無年金障害者の問題について十分認識でき、保険料負担問題の具体的な解決案の検討もなされていたのであるから、この時点で二十歳以上的学生を強制適用の対象とする法改正が可能であつた。にもかかわらず、国会議員らは、こう書いておるんです、「前記の立法作爲」つまり、ほつたらかして法律を変えた。そして、または立法「不作為」、その後何もしてこなかつた。そのことを「行つたのであるから、原告らに障害基礎年金が受給できる地位を取得させず、これが支給されない結果を招いたことにつき過失があるものと認められる。」これが判決の文章であります。

国会議員は、法改正のときにこれら無年金障害者の救済を図らず、それ以降もこれまでほうつていた、この事実をどう見るかにかかわっているわけあります。こういった方々に責任があるのか、それにはかかわつてゐるわけであります。

ですからして、私どもの民主党案は、この問題につきましては、年金制度の枠内で救済を図ると

いう立場で考えており、この法案を提出させていただきました。

以上です。

○三井委員 大変大きい声で御答弁いただきまして、よく聞こえました。ありがとうございました。

ただきました。

そこで、先ほど御質問されたお二方と重複いたしましたが、対象者の範囲についてでございます。

民主党案では、国籍要件撤廃前の在日外国人、任意加入制度発足前の在外邦人をその対象としておるわけでございますが、これに対しまして、与党案では対象としていない理由はなぜでございましょうか。簡単でございますが、きょうはクエスチョンタイムが三時からございますので、簡単に御答弁をお願いしたいと思います。

○鈴木(俊)議員 与党提案の法律案につきましては、平成三年三月以前において任意加入とされたいた学生、それから、昭和六十一年三月以前において任意加入とされていた被用者の配偶者、この方々を特別障害給付金の対象といたしております。これは、国民年金制度の発展の経緯の中で、国民年金制度の対象でありながらも、任意加入か強制加入かという加入形態の違いによって、結果として障害年金、障害基礎年金を受給していないという特別な事情が生じた方々を救済するという考え方によるものであります。

そして、お尋ねの国籍要件撤廃前の在日外国人、任意加入制度発足前の在外邦人を対象にしていない理由と、いつまでございますが、昭和五十七年一月より前に障害になつた在日外国人や、昭和六十一年四月より前に海外で障害者となつた在外邦人などの方々は、その時期においては国民年金制度の対象外であったわけでありまして、いず

対しましては、残念という言葉ではなくて、怒りを感じます。

この問題につきましては、無年金障害者は大きく三類型に分かれます。一つは、在日外国人、在外邦人のように、入りたくても入れなかつた、入らせてもらえなかつたと言つてもいいかもしませんが、入らせなかつたと言つた方がいいかもしれません、そういう方々の問題。そして、今回学生、主婦のように、任意加入、入ろうと思えば入れたが入つていなかつた方々の問題。でも、学生さんはその当時、百人のうち一人入っているからであります。そして、実質的には入れなかつたからであります。この在日外国人の問題は、状況がありました。そして未納、未加入、強制加入下だけれども入つていない方。この三つであります。

今回与党案は、一番目の、入ろうと思えば制度的には入れたけれども、でも入つていなかつた方々を救済します。その実質的な理由は、判決にも書いてありますけれども、実質的には入れなかつたからであります。この在日外国人の問題は、入ろうと思つても入れなかつた方々であります。とすれば、今回、任意加入制度下の方々を救済するのに、在日外国人らを救済しない理由は全く理解できません。

また、この問題は、いわゆる在日外国人の参政権の問題とは異なり、既に一九八二年以降は在日外国人もすべて強制加入下できちんと給付している問題であります。在日外国人のうち、一九八二年以前に障害のあった方のみを取り残していいる。これをまた取り残すのか。この結果、また改めて違憲判決が出ることを私は恐れております。

○三井委員 例えれば、超党派による無年金障害者問題を考える議連、八代英太会長、津島元厚生大臣が顧問の議連がございました。私も一員として参加しておりましたが、この議連の方針といたしまして、救済対象として、在日外国人、在外邦人、主婦、学生を優先保障とすることという方針を上げております。さらに、坂口前大臣の試案にもございますように、国籍要件撤廃前の在日外国人

人を対象にしていた点からも、私は、これはまさにここにございますように、一〇〇二年の十二月四日に議連で決議していることなんですか

どのようにお考へでしようか。

○長勢議員 今お話しの点も含めて、いろいろ議論の経過があつたことは事実でございます。しかし、与党の中での協議をいたしまして、今同僚議員から御答弁を申し上げましたように、今回は国民年金制度の発展の過程において年金をいただけないという方を生じたケースに限つて法案を提出しようということで、今提案をしておるわけでございまして、今回の附則におきましても、この問題も含めてさらに検討するということにいたしておりますところでございます。

○三井委員 では、逆に、民主党の提出者は与党案についてどうお考へか、簡単に御答弁願います。

○泉(房)議員 一言、本当に不十分であり、論理的に整合性が保たれていないと言わざるを得ないと考えております。

○三井委員 そこで、もう一度与党案の提出者にお尋ねいたします。

特別障害給付金の額を一級で月額五万円、二級で月額四万円とした根拠は何なのか。また、この額では、到底、無年金障害者の生活安定に結びつくものではないと思うわけでござりますけれども、いかがでございましょうか。

○福島議員 本法案の特別給付金は、あくまで年金制度を補完する福祉的措置として講じるとしたものであります。

その福祉的措置を講じるに当たりましては、保険料を拠出しなくとも年金給付と同じ給付が得られるということになれば、拠出性の年金制度に対して影響を与えるを得ないという判断から、給付額や給付条件について制約のあるものにせざるを得ないと判断したものであります。

その上で、福祉的措置としたとしても、政策効果の期待できる水準の給付額としなければならないという観点から、現行の福祉的措置の中でも最も

高い水準であります特別児童扶養手当、月額一級五万九百円、二級三万三千九百円等の水準に見合つたものといたします。また、二十歳前障害基礎年金の国庫負担相当額、月額一級ですと四万九千六十五円、二級三万九千七百二十五円、こういう点も考慮したわけであります。

諸制度との整合性ということを踏まえ、このような水準と判断をさせていただきました。

○三井委員 それでは、民主党の提出者にお伺いいたします。

与党案の給付金と相当差があるように思うんでございますけれども、民主党案では、月額一級は八万四千円、二級は六万七千円と、本当に格差があるんですね。

また、議連で給付水準について今後も議連として検討したいという中でも、これはまさにこのとおりでございまして、超党派の議連でもやはり一級で八万四千円、二級では六万七千円ということをお示ししているわけでございますけれども、民主党案の提出者にお伺いしたいと思います。

○泉(房)議員 お答えいたします。

与党案では、本当に不十分であると言わざるを得ないと考えております。

保険制度を前提としたとしても、現行の制度でも二十前の拠出をしていない障害者に対しましては満額を出しておりますので、保険制度を理由

といたしましても、満額を出さない理由にはならないと考えております。

この問題につきましては、障害者の所得保障に対するどの程度が必要かという視点から考えるべきであります。当然のことながら、現行の八万四千円、六万七千円でも私は十分だと思いませんが、その程度は必要だと考えております。

○三井委員 時間も迫つてまいりましたので、最後にお伺いいたします。

無年金者をつくらないシステムの構築について、今後、立法府の責任においてこのシステム、法整備を構築していくなければならないということについて、どのような方向が望ましいのか。簡

單でございますけれども、与党、民主党それぞれの提出者からお尋ねいたします。

○長勢議員 無年金者をつくらないということは、この制度を維持していく、または信頼を得ていく上で、大変大事な問題でございます。今までもさまざま改善が行われてきたわけでございます。

民主党さんは反対でございましたが、さきの年

金制度改正におきましても、多段階免除の仕組みを導入するとか、若年者納付猶予制度を創設するとか、国民年金の高齢任意加入の対象者の拡大といったような新たな措置も講じておるわけであります。

まして、未納、未加入等のケースを除けば、基本的に仕組みとしては相当完備をされてきたのではないかと思つております。

今後、無年金者をつくらないということになりますと、この未納、未加入の問題をどうしていくかということにかかるておるわけで、この対策の徹底を図つていくことが大変重要である、このよう

に思つております。

その一環として、我が党から前国会に未納対策

法案も提出しているところでありますし、また、

今般、与党から提案をいたしました小委員会等に

おきましても、この問題も与野党間で協議をした

い、こういうふうに考えておるわけでございまして、一緒に議論していきたいと思います。

○泉(房)議員 お答えいたしました。

三井議員御指摘のとおり、無年金者をつくらぬ

いシステムが本当に必要であります。今のままだ

と、今の国民年金の未納率からいきましても、

この改革が重々知つていただけたはずだと。昭和六十年の運動というものは、昭和五十年代から一生懸命に活動をされていらっしゃった、そういう状態を国会議員は重々知つていただけたはずだと。昭和六十年の改正のときにおきましても、これによりまして、在外邦人の任意加入と、それから被扶養者、いわゆる専業主婦の方々の強制加入というものが改定に至つたわけでござりますけれども、この当時でさえも、学生無年金障害者の問題といふのは十分に国会議員は認識をできたはずだというふうに指摘がされております。

この時点では強制適用の対象とする法改正ができたにもかかわらず、国会議員はそれを行つてこなくて、この間ずっとほつたらかしにしていました。こういった国会議員の立法作成は不作為がござつたのですから、国会議員に対しても過失があるというふうに判決文の中に書かれております。これは、私にとってみましても、立法府の一員として大変責任を感じているところでござつたのです。

そして、一番最初になんですかれども、東京地裁、そして十月の新潟地裁で判決が下されました。学生無年金障害者の訴訟について質問をしたいと思います。

三月の東京地裁、そして十月の新潟の地裁でも、国民年金法の違憲判決というものが下されまして、それぞれ国に対して損害賠償が決定をいたしました。新潟の地裁では東京地裁のときよりもさらに一步踏み込んだ判決が出ておりまして、

立することが大事だと思います。

以上をもつて私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○鴨下委員長 午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

東京地裁のときには損害賠償の金額は一人当たり五百円だつたんだけれども、新潟地裁のときには、その判決文の中に、国の責任にかんがみと

いう一文も入つております。一人頭七百万円の損害賠償を命ずる、こういった判決が下されました。

先ほどの質問の中で、民主党の答弁の方からお話をありましたとおりに、新潟地裁の判決文の中に、国の責務、そして国会議員の過失というものが含まれております。これは、私たち自身にとつても大変反省をしなければいけない一つだなどというふうに思つております。

判決文の中には、現在に至つても無年金障害者の救済のための立法はなされていないというふうに指摘がありまして、この間、障害者団体の方々の運動というものは、昭和五十年代から一生懸命に活動をされていらっしゃった、そういう状態を国会議員は重々知つていただけたはずだと。昭和六十年の改正のときにおきましても、これによりまして、在外邦人の任意加入と、それから被扶養者、いわゆる専業主婦の方々の強制加入というものが改定に至つたわけでござりますけれども、この当時でさえも、学生無年金障害者の問題といふのは十分に国会議員は認識をできたはずだというふうに指摘がされております。

この時点では強制適用の対象とする法改正ができたにもかかわらず、国会議員はそれを行つてこなくて、この間ずっとほつたらかしにしていました。こういった国会議員の立法作成は不作為がござつたのですから、国会議員に対しても過失があるというふうに判決文の中に書かれております。これは、私にとってみましても、立法府の一員として大変責任を感じているところでござつたのです。

そして、これがいはづはあります。年金制度の抜きで、これがいいはずはありません。年金制度の抜きで、これがいいはずはありません。年金制度の抜きで、これがいいはずはありません。

また同時に、国に対しての責任といふものも判決文の中にあるわけでございまして、まず初めに大臣にお伺いをいたします。

こうやつて、二十年以上にわたつて放置してき

た学生無年金障害者の方々に対する政府の過失、そして不作為の指摘を受けたわけなんですか、この判決を大臣はどのように受けとめているのでしょうか。

○尾辻國務大臣 東京地裁に続いて新潟地裁でも

国に賠償を求める司法判断がなされたことは、政

府としても重く受けとめております。

そもそも国の立法不作為行為等をめぐる判例の解

釈や、拠出制の年金制度に加入しなかつた方々に

しかしながら、一方で、当時においても、二十

になつた学生に対し国民年金への任意加入を呼び

かけるなどの周知広報は行つてきしたこと、また、

そもそも國の立法不作為行為等をめぐる判例の解

釈や、拠出制の年金制度に加入しなかつた方々に

しかしながら、一方で、当時においても、二十

になつた学生に対し国民年金への任意加入を呼び

かけるなどの周知広報は行つてきしたこと、また、

たことだと思います。坂口前大臣も、無年金障害者の置かれている現状認識、あるいは早期救済の必要性というものの認識を持っていたと思います。そこで、今回大臣になられた尾辻大臣、尾辻大臣も、この無年金障害者の置かれている現状、そして早期救済に対し、どのようなお考えを持つているでしょうか。もちろん、ここで同意を取らてしまして、ここで尾辻大臣の決意をお伺いしたいと思います。

○尾辻國務大臣 坂口前大臣の御見識に敬意を表します。そして、私自身、問題意識として全く同じ思いをいたしておりますことを申し上げるところでございます。

○小林(千)委員 国の過失というのも私は十分にあると思います。それは任意加入だったということを大臣おっしゃいましたけれども、しかし、その当時の学生の加入率というのはわずか一%そこそこだったんですね。そういうところで広報活動も不十分だった。入らなければどういうことになるのかといったようなコンセンサスは、国民の間には一切、ほとんどされていなかつたという状況の中で障害者になった、こういったことなんです。ですから、私は、国に対しても大変大きな過失があると思います。

そしてまた、同時に、この間の国会議員の不作為といふことも指摘を受けているわけでございまして、もちろん私たちにも重大な責任があると思つております。

大臣にもう一つお伺いをいたします。

この間、二十年間にわたつてこの状態を放置してきた。前坂口厚生労働大臣も、この点に関しましては、この間、法改正のたびにさまざま附帯決議がくつついていたりしたわけなんですか、それとも、こういった無年金障害者の救済のために坂口試案を二年前に出す等、さまざま検討をされてい

うことでございますが、それはそれとして、この判決とは別に、無年金障害者の方々の置かれている状況を何らかの形で救済しなければならない要性というものが認識を持っていたと思ひます。ということは、多年の懸案であつたわけございります。

与党の中では、坂口試案があつたことでもあります。

真剣に議論をした結果、これを早急に解決するということが課題であるという認識に立つて、与党協議会でいろいろ議論をし、今回の法案の提出に至つた次第でございます。早急に成立を図つていただきますようお願いを申し上げます。

○橋本清議員 本年三月、東京地裁における学年金障害者訴訟において違憲判決が下り、新潟においても違憲判決が下されました。

そして、今回の新潟地裁の判決文にござりまする御審議を踏まえ、私どもも適切に対応してまいりたいと考えております。

○小林(千)委員 続きまして、与党の提案者、そして民主党の提案者、それぞれ皆様にお伺いをしたいと思います。

この新潟判決、立法府にある国会議員にも過失があるというふうな指摘を、どのように受けとめていらっしゃるでしょうか。この新潟判決は学生無年金に対する過失があるというふうな指摘を踏まえ、私どもも適切に対応してまいりたいと考えております。

○小林(千)委員 続きまして、与党の提案者、そして民主党の提案者、それぞれ皆様にお伺いをいたしました。

この新潟判決、立法府にある国会議員にも過失があるというふうな指摘を、どのように受けとめていらっしゃるでしょうか。この新潟判決は学生無年金に対する過失があるというふうな指摘を踏まえ、私どもも適切に対応してまいりたいと考えております。

○橋本清議員 本年三月、東京地裁における学年金障害者訴訟において違憲判決が下り、新潟においても違憲判決が下されました。

そして、今回の新潟地裁の判決文にござりまする御審議を踏まえ、私どもも適切に対応してまいりたいと考えております。

○小林(千)委員 続きまして、与党の提案者、そして民主党の提案者、それぞれ皆様にお伺いをいたしました。

議に至りました。

我々民主党は、今回原告になられた学生無年金障害者の救済とともに、いまだ無年金障害者が発生し続けている現行の年金制度の抜本的改革に全力を尽くします。

○小林(千)委員 確かに、これは法の欠陥により生じた問題ですから、そういった不作為というものを正していくべく、私たち国会議員は、こういつた無年金障害者の方々、この欠陥の法のはざまに陥っている方々を救うための、本当のこれから立法にしていかなければいけないというふうに私も強く思つてはいるところでございます。

次の質問に移らせていただきます。

今回のこの無年金障害者の救済のための法案、それが、与党から出てきている法案、民主党から出てきている法案。そもそも、そのそれぞれの法案がどういった性格を持っているものなのかをはつきりさせておきたいと思います。

それぞれ、与党から出てきている法案、民主党から出てきている法案。そもそも、そのそれぞれの法案がどういった性格を持っているものなのかをはつきりさせておきたいと思います。

今回のこの無年金障害者の救済のための法案、それが、与党から出てきている法案、民主党から出てきている法案。そもそも、この無年金障害者の生じた原因といいますのは、新潟の判決にも書いてありますとおりに、年金制度の欠陥により発生をしてきた課題でございます。年金制度のはざまにおつこちでござります。

私は、民主党は以前より、学生無年金障害者に対する救済を始めとし、年金法案の制度的欠陥の犠牲者である方々をなくすことを、そしてまた、制度を改めるまでの間、福祉措置を含めた実現可能な方策を早急に検討し、無年金障害者をなくす取り組みを進めることを提言してまいりました。

また、行政側の坂口力前厚生労働大臣の坂口試案、立法側超党派の議連方針などの取りまとめもございました。

民主党は、以上のような経過を踏ました上で、現在実現可能な救済方法、救済水準であると考え思つております。

この判決の内容そのものにつきましては、国の責

任のとらえ方等々、基本的な問題があるわけであ

ります。

制度さえ整つていれば発生しなかつた課題なん

ですから、ゆえに、年金による救済というのは私

は当然の結果ではないかなというふうに思うわけ

なんですねけれども、もちろん、今の拠出制年金、これも守つていかなければいけないという考え方

があるのは、私も十分に存じてはいるところでございます。

そこで、与党提案者の方々にお伺いをいたし

ます。

今回、与党の皆さんのお提出をしてきておるこの与党案、題名を見ますと、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案とあります。この法律案は、年金的要素によつて救うんでしようか、福祉的要素により救済するんでしようか、お願いいたします。

○福島議員 先ほど来、各委員の御質問にお答えいたしておりますが、本法案におきましては、拠出制の年金制度とは別に、福祉的措置による特別障害給付金として構成をいたしております。

○小林(千)委員 同じように、民主党提案者の方にお伺いをいたします。

民主党案の方の名前は、無年金障害者に対する障害福祉年金の支給に関する法律案、こういった法案の名前になつております。これは、年金的要素で救済をするという意味なんでしょうか、それとも福祉的要素で救済をするという意味なんでしょうか。

○橋本(清)議員 民主党案は、年金的要素における民主黨案の方の名前は、無年金障害者に対する障害給付金として構成をいたしております。

○小林(千)委員 同じように、民主党提案者の方にお伺いをいたします。

おります。

それを踏まえた上で質問をいたします。

無年金障害者と言わわれている方々はさまざまなかテゴリーに分けられると思います。在日外国人

学生、被扶養配偶者、いわゆる専業主婦ですね、学年金の未加入、滞納の未納者という理由

により無年金障害になつたという、大体この五つぐらいに分かれるのかなというふうに考えており

ます。本来ならば、無年金障害者全類型を救済すべきだというふうに考えておりませんけれども、現実性の問題、あるいはどこを一番最初に救済すべきなのかといつたような迅速性、こういったものを考

えますと、在日外国人、在外邦人、学生、いわゆる専業主婦、この類型の方々を優先にして救済をすべきというふうに私は考えるわけなんです。

それでは、与党提案者の方にお伺いをいたします。第一条の条文の中に「障害基礎年金等の受給権を有していないう障害者」というふうに書かれております。この方々の中に、それぞれの、先ほど申し上げました五つのカテゴリーの方、どなたが含まれていて、どこは含まれていないうのでしょうか。

○鈴木(俊)議員 私どもの案で含まれておりますのは、先生が示された、学生と、それから被扶養配偶者、いわゆる専業主婦でございます。

弁者いわく、それが権利だといふうにおっしゃつていただけます。

本当に福祉的手当として価値を出すためには、

障害者の方々すべてに手を差し伸べるべきもので

ある、それが福祉の理念なんぢやないんですか、

福祉の権利なんぢやないんでしょうか。それが福

祉的措置というふうにおっしゃるんだつたら、こ

れはすべてのカテゴリーの方が対象にならなけれ

ばいけないのでないでしようか。

たしか、前通常国会の中での坂口試案、いっぽい坂口大臣が答弁をされていた中で、福祉的措置

というふうな理念でこの救済を図るとするなら

ば、それはすべてのカテゴリーの方を対象としな

いといけないだろうということを法制局から言わ

れたというような答弁もありました。

どうですか。福祉的措置というふうにおっしゃ

るんだつたら、これはすべてのカテゴリーの方が

対象となるべきではないんでしょうか。

○鈴木(俊)議員 今回の法律案で支給対象としている方々につきましては、もう繰り返し御答弁し

ら昭和六十一年三月以前において任意加入であつた被者の配偶者、この方々をその対象といたします。

そして、特別障害給付金を支給することといたしまして、制度の対象とされいなかつたことから、本法律の対象にはなつております。

それから、在外邦人についてでございますが、昭和六十一年三月以前は適用除外とされ、六十一四年四月以降から現在も任意加入とされておるわけでありまして、国民年金制度の発展過程で生じた特別な事情に当たらないために、対象といひしていよいよございます。

○小林(千)委員 先ほどの質問で、与党の今回の法律案は、福祉的措置の性格を持っているということを確認させていただきました。そして、前の委員の質問の中で、たしか、福祉的措置により救済をする、それが福祉の理念であり、民主党の答弁者いわく、それが権利だといふうにおっしゃつていただけます。

本当に福祉的手当として価値を出すためには、障害者の方々すべてに手を差し伸べるべきものであります。この方々の中に、それぞれの、先ほど申し上げました五つのカテゴリーの方、どなたが含まれていて、どこは含まれていないうのでしょうか。

○鈴木(俊)議員 私どもの案で含まれておりますのは、先生が示された、学生と、それから被扶養配偶者、いわゆる専業主婦でございます。

弁者いわく、それが権利だといふうにおっしゃつていただけます。

本当に福祉的手当として価値を出すためには、

障害者の方々すべてに手を差し伸べるべきもので

ある、それが福祉の理念なんぢやないんですか、

福祉の権利なんぢやないんでしょうか。それが福

祉的措置というふうにおっしゃるんだつたら、こ

れはすべてのカテゴリーの方が対象にならなけれ

ばいけないのでないでしようか。

たしか、前通常国会の中での坂口試案、いっぽい坂口大臣が答弁をされていた中で、福祉的措置

というふうな理念でこの救済を図るとするなら

ば、それはすべてのカテゴリーの方を対象としな

いといけないだろうということを法制局から言わ

れたというような答弁もありました。

どうですか。福祉的措置というふうにおっしゃ

るんだつたら、これはすべてのカテゴリーの方が

対象となるべきではないんでしょうか。

○鈴木(俊)議員 今回の法律案で支給対象としている方々につきましては、もう繰り返し御答弁し

ておりますので申し上げませんけれども、そうした方々以外のすべての無年金障害者の方々を対象にすることは、福祉的措置とはいって、制度に加入していることを前提に給付を行おうとする

ことになると考えますので、対象にすることは適切でないという判断に至りました。

○小林(千)委員 ですから、先ほども確認をさせていただいたんですけども、与党の皆さんの法律案は、年金の要素は含んでいないんですね。これはあくまでも福祉的措置ですよというふうにおっしゃつておるんですから、それを、福祉的措置を対象とするのに、その対象の方のカテゴリーの中で、いやこの方は年金制度の対象者ではなくおつしやつておるんですから、それを除かれるというのは、矛盾しているじゃないですか。福祉的措置というふうにおつしやるんだつたら、すべてのカテゴリーが対象になるはずでしよう。年金は関係ないんで

しょう。

○鈴木(俊)議員 年金的措置でないというのは、年金の対象にさかのぼつて入れるとかそういうことではなしに、全額国庫で福祉的な措置でやる、そういう意味で、福祉的な措置で対応するということを申し上げておるわけであります。

○小林(千)委員 だから、年金は関係ないんだつたら、条件に合つただとか適用範囲だつたという

ことは関係ないはずなんですよ。そうですね。

福祉的措置なんですから。

これは、ちょっともう一回後で出てきますから、用意しておいてください。そこに矛盾があるんで

すよ。最初に確認しました、これは福祉なのかな、それとも年金的要素なのかなということ。だから確

認したんですね。これは矛盾なんですね。

同じように民主党さんにも伺います。

先ほど民主党さんの答弁の中で、年金的要素

より救済をするというふうに伺いました。年金的要素が強いというならば、さつきと同じ理論にな

るんですけれども、拠出をしていない人に対し

て障害基礎年金を受給していないという事情を有する方々でございます。

具体的に申し上げますと、現行においては強制加入の対象とされておりますけれども、平成三年ということでよろしいでしようか。そういうふうに感じておられます。民主党案におきましても、そういうふうに感じておられます。

○小林(千)委員 与党案の方は福祉的措置、民主

党案の方は年金的要素に福祉的なものも加味して

いることによろしいでしようか。そういうふうに感じておられます。

格の差がある二つの法案だなというふうに感じて

います。

年金の枠の中で救済をするのか。それは年金の保険料を払っている身からすれば、やはり、保険料を支払っていないのに、同じだけの給付をもらおうだなんて虫がいいんじゃないのという声も確かにあります。

そこで、民主党の案の中にもその矛盾は私も一つあると思うんですけれども、拠出をしていない人に対して年金を給付するという課題、この問題をどのように民主党案は考えていらっしゃるでしょうか。

○橋本清議員 年金ならば拠出をしていない方々に對して年金を給付してよいのか、そういう議論もござりますけれども、現行の年金制度におきましても、二十未満の方に対しても、年金保険料は払っていかないにもかかわらず、全額支給をしているわけでございます。しかしながら、この二十未満で拠出していない方に関しましては、所得制限がございまして、二十未満の年金保険料を納めている方とは違つて、個人の所得を見て、所得のある方には給付をしないという形で、そこで明確に区別化を図つております。

民主党の案も、そこに着目いたしまして、拠出していない方に対して給付をするという以上、二十以上の方とは違つて、二十未満の障害基礎年金同様の処理をするというような形で区別化を図るという処理をしております。

○小林千子委員 話をもとに戻したいと思います。対象者の範囲です。与党の案の中には、在日外国人と在外法人は含まれておません。なぜ、今回、対象から外れたのでしょうか。先ほど答弁をいただきました、そもそも制度の対象外だったからという答弁をいただいたわけなんですかとも、在日外国人、在外法人、この方々は、特に在日外国人ですけれども、自分たちに過失というものは何一つないわけなんですよ。入りたいけれども制度上入ることができなかつた、国籍要件があつて、年金の保険料を払いたくても払えなかつたという方々なんです。自分たちに自己責任があ

るかどうかという問題でも何でもありません。そして、これを救済する、そのためには、福祉的措置というならば、それこそさつきの話に戻りますけれども、この与党の提案理由の中に「福祉の増進」と書いてあるんですよ。では、何なんですか、この「福祉の増進」という。この立法趣旨を伺いたいと思います。

○長勢議員 今回の法律案を提案いたしておりますのは、制度が任意適用であつたがゆえに無年金障害者になつたという方々をいかに救済するかという範囲の中で、いろいろ今まで議論してきた経過でございます。

そういう方々について、制度上やむを得ないこのあつたわけでございますが、年金制度の中では、先ほど先生も御指摘のとおり、無拠出の方でありますので、対応できませんので、これらの方々をほうつておくわけにはいかない、これを福祉の観点から救済をしたいということでこの法案を提出している次第でございます。

○小林千子委員 だから、何でその対象者の中に在日外国人の方が入らないのかが、私は不思議で不思議でしようがないんですよ。この在日外国人の方といふのは、もう改めて言ふまでもないんですけども、過去の歴史的な背景の中、日本に定住をされている方々なんですね。その中で、家族単位で世代交代をしていく中で、今たしか五世ぐらいの方までいらっしゃるはずなんですよ。日本で生まれて、日本で育つて、同じように税金を支払って、一緒に住んでいる。そんな中で、国籍条項という一つだけで年金制度への加入というものが阻まれていた。これはまさに法の欠陥なんですよ。そこを救済するんですから、当然今回含まれてかかるべきじゃないでしょか。

○福島議員 内外交平等の難民条約にも日本は加入をしております。自国民と同一の待遇というふうにそこにあります。自国民と同一の待遇というふうにそこにありますけれども、そのときに立法府にいた一人として、私も、立法不作為にあなたは加担したというふうに言わざれたくないんですよ。将来、当事者の方々から、今このときに、立法不作為をしようとしているんじやないですか。後々、違法判決が出たら嫌であります。

○小林千子委員 新潟の判決でも、立法不作為、国会議員の責任ということを言われているんですね。その中で、家族単位で世代交代をしていく中で、今たしか五世ぐらいの方までいらっしゃるは、何らかの福祉的措置を講ずるべきではないかといふことで我々は法案を提出した、そういうことであります。

○小林千子委員 さらに引き続き検討するということが得られて、我々は法案を提出しているわけではありませんけれども、しかし、そのことは、決してそれ以外の問題について目をつぶるということではない。目をつぶるというわけではないというとの証左として、附則で検討するということを規定しているわけであります。

○小林千子委員 ふうにおおっしゃっているんでされども、そんなに悠長に、長く待っている暇は当事者の方々にはないんですね。今、きょうの今、生活するのだって大変な方々なんですよ、障害を持ちながら収入が全くないという状況の中。そういう方々を私たち一日も早く救済をしなければいけない。それは当然おわかりでしょう、思つていらっしゃるでしょ。

ですから、もう一度と同じ間違いを私たちは、国会議員は犯してはいけないはずなんです。昭和五十七年に国籍条項が撤廃されました。そのときは経過措置がとられなかつたんです。ですから、こういった在日外国人の無年金障害者という方々がずっと今まで発生をしてしまつたんですよ。私はこのときの立法不作為というものもあると思います。

ですから、同じ間違いを犯さないために、今ここでちゃんと私たちは法律をつくりたい、こういふうふうに思っているんですが、また同じ立法不作為を犯すんでしょうか。

○福島議員 御主張の点はまたよく理解できるわけでありますけれども、それのお立場で、どのような範疇で福祉的措置がとられるべきであるか、必ずしも意見が一致するわけではないということだと私は思っております。

先生の御主張は大変よく理解できます。でありますこそ、継続して検討するという規定が盛り込まれたわけでありまして、そしてまた、民主党の先生方からも、今後、この立法府において、これは年金制度全般の議論ともつながってくるわけでありますけれども、この無年金障害者の問題についてどのように対応するのかということも含め、ともどもに議論を深めさせていただければ、そのように思つております。

○小林(千)委員 では、もうちょっと視点をえて伺いたいんですけれども、例の坂口試案、この案の中には、対象者は大きく未納者のカテゴリーの方々まで含まれております。当然、在日外国人の方々も坂口試案の中には適用となつていています。それは、先ほども申し上げましたとおりに、坂口試案というものは福祉的措置によるものだからということなんです。

同じように福祉的な性格を持つていてこの与党案、これが何で坂口試案のカテゴリーからこれだけ後退をしてしまつたのでしょうか。

○福島議員 後退をしたという御指摘であります。が、先ほどからも申し上げておりますように、それのカテゴリーがある、これは共通の認識であります。その中で、今回のこの法案の提出においてさまざまに検討する中で、福祉的措置としてどういった方を対象にするか。それは、国民年金という年金制度そのものが歴史的に変遷をしていました。これを対象とするということが合意をいたしました。

そしてその後、それ以外の類型というのもまだあるわけでありますから、それについて引き続き検討する、こうしたことになつたわけであります。そしてまた、未納、未加入の方々については、在日外国人の方々ともまた若干性格が違います。そういうことは、これは必ずしも全員の一一致があると、いうわけではないと私は思つております。

坂口前大臣の試案というものはこれはあるわけでありまして、私ども公明党的立場で申し上げれば、広く救済されるべきであるという認識は持つております。しかし、実際の立法行為の中におきまして、さまざまな立場の方々の意見というものを集約していくことが必要である。そして、何よりも大切なことは、今回このような判断も出されたわけでありますけれども、具体的に法案を成立させて、そして一人でも多くの無年金障害者の方々を救済するということが一番大切なことだというふうに私は思つております。

ですから、立法府における議論というのは、先生も先ほどおっしゃられましたように、いつまでたつても検討ではいかぬではないか。こういう御指摘がありましたけれども、きちんと制度として仕上げるということ、速やかに仕上げる、これは非常に大きな責務であるというふうに思つております。そういうことを考えた場合に、コンセンサスがまず得られたところから実現をしていく、非常に現実的な対応だと私は思つております。

しかしながら、それ以外の類型の方について、これはそれぞれ若干性格の相違はあるわけでありますけれども、それについて、決してその道を閉ざすということではなく、引き続き鋭意努力して検討していくことを附則に定めたわけであります。

障害の方々の福祉をどうするかという観点から、今の御意見も当然あるわけでありますけれども、今回、無年金障害者という範疇の中では、ほんとのいろいろなバランスも考えながら、こういう判断をいたして提案をさせていただいておる次第

方は一番自分たちに責任はない、だつて、制度で入れなかつたんだから。言つてみれば、一番優先順位が高くていいんじゃないかと思うんです。学生、主婦の方々は任意で加入をできたわけですから、一%とはいえ、入ろうと思えば入ったというところはあるでしょう。しかし、その以上に、自分たちの過失というものは在日外国人の方々にはないんですよ。全く自分には責任がない。そういう方々をどうして今回救えないのか。

先ほどおっしゃつておりましたけれども、福祉的措置をとつて、福祉の増進に資するために、というふうにおっしゃるんだつたら、これはやはり政治家として決断をしてほしいんですよ。いかがでしようか。

○長勢議員 今回の法案は、無年金障害者の方々をいかに救済をするかということで議論してまいりました。そして、よつて、年金制度の中での無拠出の方に何らかの福祉的措置を講ずるということでござりますから、拠出をされている方々との均衡等も考えなければなりません。

そのようなことを考へたのは、任意適用であったおりますのは、任意適用であったので、その結果として無年金になつておる、しかも、その後強制適用になつて、つまり制度が発展した後では強制適用になつておるわけですから、もらえます。そういうことを考へた場合に、コンセンサスがまず得られたところから実現をしていく、非均衡等も考えなければなりません。

そのようなことを考へたのは、任意適用であったので、その結果として無年金になつておる、しかも、その後強制適用になつて、つまり制度が発展した後では強制適用になつておるわけですから、もらえます。そういうことを考へた場合に、コンセンサスがまず得られたところから実現をしていく、非均衡等も考えなければなりません。

○橋本(清)議員 民主党案におきましては、時期はこれまでけれども、制度的欠陥で苦しむすべての人も含まれております。今回含めた理由、どういつた観点から含まれているか、そして、こういうふうにおっしゃつておる、お聞かせください。

○小林(千)委員 この法律は議員立法なんですね、与党案にしてみても、民主党案にしてみても、閣法じゃないんですよ。議員の皆さん、政治的な判断をもつてこの法律案を今出していらっしゃるわけなんですよ。大変責任は重いと思いますし、私は入つていただきたい。

まだまだ納得していないんですけれども、では、民主党提案者の方に伺います。

今回、民主党案の中には、在日外国人、在外邦人も含まれております。今回含めた理由、どういつた観点から含まれているか、そして、こういうふうにおっしゃつておる、お聞かせください。

○橋本(清)議員 民主党案におきましては、時期はこれまでけれども、制度的欠陥で苦しむすべての無年金障害者を救済させていたくべく、今回の法案を提出させていただいております。もちろん、委員が先ほどからおっしゃつておるよう、在日外国人、そして在外邦人、学生、専業主婦、それぞれの無年金障害者は、当然、救済されるべき無年金障害者に含まれております。

こういった、年金制度の制度的欠陥の犠牲者として、無年金障害者として苦しめていらっしゃる方々を当然救わなければならない、救済させていただかねばならないということで、今回の法案の提出に至りました。

そして、委員から、今回の与党案に対しての意見ということで言わされましたけれども、やはり、こういった本当に制度的欠陥で苦しんでいらっしゃる方々を救い切れないといふところで、まだまだ不十分であると言わせていただきたいと思います。

○小林(千)委員 ちょっと年金の性格そのものについて、次に質問をしたいと思います。また戻つてきますからね。

昭和三十六年に国民年金が制定されたとき、三十六年から始まつたんですけども、そのときも既に障害を持っていらっしゃる方も当然いらっ

しゃいましたし、そのときは既にもう高齢になつていて、自分はもう満額支払うことはできませんよ、抛出の年数足りませんよという方だつて当然いらっしゃつしゃつたわけなんです。そのときは対象は在日本の方は入つていませんけれども、日本人ですけれども、どういうふうにこの障害を持つていてる方、高齢の方に対応されてきたのか。

また、その後 小笠原 沖縄の日本復帰時にも多く同じことは起きていると思います。中国帰国者の方もいらっしゃると思います。どのように、この年金のがちがちの制度の中でこういった方々は救済をされてきたのでしょうか。これは政府の方に伺います。

たくさんの要素を今御指摘になりましたので、順を追つて簡潔に申し上げます。

――は、国民年金創設時に、老齢年金から引く月数が、たとえば、三十歳で加入した場合、四十歳で支給開始となる。つまり、既に一定の年齢に達していて、加入期間が長くなるほど、老齢年金の額が少なくなってしまう。たとえば、四十歳で加入した場合、六十歳で支給開始となる。つまり、既に一定の年齢に達していて、加入期間が長くなるほど、老齢年金の額が少なくなってしまう。たとえば、四十歳で加入した場合、六十歳で支給開始となる。

それから、お触れになりました中に中国の話もあつたかと思いますが、同様なジャンルで申し上げますと、小笠原復帰時の方、それから中国残留孤児の方につきましては、日本復帰前の期間や帰国までの期間を加入期間とみなした上でその間の保険料の免除を行う、それぞれの期間について特

例的に追納することができる、こういうような特例がございます。

最近では、北朝鮮拉致被害者につきまして、その極めて特殊な事情にかんがみまして、拉致されていた期間を国民年金の被保険者として、その間の年金保険料に相当する費用を国が負担する、こういうことにしております。

ただ、この沖縄、それから小笠原、中国、北朝鮮、これらいずれの方々につきましても、未加入期間に発生した障害について事後的に障害給付を行うという措置は講じられておりません。

○小林千一委員 三十六年の制定時や、沖縄、小笠原、中国帰國者の方々にはそういった経過措置がとられていたわけなんですよね、実際には。ところが、昭和五十七年に在日外国人の方々が

強制加入になつたとき、このときは、このような経過措置あるゝは寺例二、うものが可もなされて

日本人の場合と在日外国人の方の場合とで経過時間が異なる、ないというようなことになつてしまつたのか。それは内外人の差別ということに、平等という難民条約に違反するものではないんでしょか。  
○渡辺政府参考人 今の御質問のうちの、かつて昭和五十七年のときの整備につきましてだけ御答弁申し上げたいと思います。

昭和五十七年に国民年金制度の国籍要件が撤廃されました。これは国民年金制度の適用順序拡大という流れとは別に、難民条約を批准するために必要な措置ということで、難民条約が、内日本無差別、内国民待遇を外国人にも実現するところからこそ必要な措置ということで、国民年金法改

いかににするかということにつきまして、年金制度の發展過程等の経過の中でこういう仕切りをして御提案を申し上げておるということございまして、五十七年の状況のことも御発言ございましてたが、そこまで議論が行きますと、ほとんど同じで一致しない部分もあるわけでございまして我々の趣旨はひとつ御理解をいただきたいと思ってます。

○小林(千)委員 今、制度の發展過程の中で生じた問題とそういうふうにおっしゃったんですから、制度が問題だったわけなんですよ。制度の發展過程の中で生じた問題だったら、制度で救わなければいけないわけなんですね。そういった意味からも、在日外国人の方々はそのカテゴリーに入らなければかへい。また、届出内措置とおなじでございまして

改められた経緯がござります。

その際、この措置は条約の要請に基づき、あくまでも将来に向かって適用範囲の見直しを行う、こういうものでございましたのですから、過にさかのぼっていう日本人に対する経過措置は違う扱いがその当時なされたというふうに承知しております。

○小林(千)委員 そうやつて先にわたつて見直をしていくといつたことが昭和五十七年のときされて、昭和五十七年から今まで何年たつていいんですか。二十年以上上ず、うつとそのまで来たなんですね。ですから、今回のせつかの、二けなんですよ。ですから、今回のせつかの、この法案が各議員立法で出てきている、ここでなぜこの法案が各議員立法で出てきていたのかな、救つていかなければいけないと思うわけなんだとよ。

与党提案者の方からは、いろいろ制度の問題すとかなんとかということをおっしゃつていただきましたけれども、それは皆さん政治家ですから、ぜひここで政治的判断を下していただきないと救済されないんですよ、この方々は。いかがですか。

○長議員 先生の御意見は承つておるわけですか。

いかにするかということにつきまして、年金制度の発展過程等の経過の中でこういう仕切りをした問題と、いろいろおっしゃったんですから、御提案を申し上げておるということでございまして、五十七年の状況のことも御発言ございましてが、そこまで議論が行きますと、ほとんど見ても一致しない部分もあるわけございまして、我々の趣旨はひとつ御理解をいただきたいと思います。

○小林(千)委員 今、制度の発展過程の中で生じた問題と、いろいろおっしゃったんですから、制度が問題だつたわけなんですよ。制度の発展過程中で生じた問題だつたら、制度で救わなければいけないわけなんですね。そういった意味からも、在日外国人の方々はそのカテゴリーに入らなければおかしい。また、福祉的措置というふうの権利の上からでも救わなければいけないはずなのですよ。そこが抜け落ちているところが、どうです。私は、今回の与党案は理解することができないでございます。

先ほど、ここで聞くのも嫌なんですけれども私の言つてることは理解できるというふうにおっしゃつていただきました。だからさらに引き続き検討をするということをおっしゃつておりますので、これは附則の二条のことをおっしゃつておるのではないかなど、いろいろ思つてゐるわけなんですけれども、今回、与党案の中の附則の二条に、「特定障害者以外の障害者に対する福祉的位置については、「今後検討が加えられるべきものとする。」というふうにあります。この「特定障害者以外の障害者」というのは、先ほど申し上げたカテゴリのどこに当てはまる方でありますか。

○福島議員 本法律案では、平成三年三月以前において任意加入であった学生、昭和六十一年三月以前において任意加入であった被用者の配偶者うち、任意加入されていなかつた結果として障



第二章 特別障害給付金の支給

六条

第三章 不服申立て（第十七條）

第三章 不服時事（第一一九）

第四章 雜則（第十八條—第三十六條）

附則

(目的) 第一章 総則

おいて生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「特定算害者」とは、

次の各号のいずれかに該当する者であつて、国

規定による障害基礎年金その他障害を支給事由

とする政令で定める給付を受ける権利を有していなきものをいう。

一 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾  
病又は負傷及びこれにつき起因する疾病（以下

「傷病」という。)について初めて医師又は歯

科医師の診療を受けた日（以下「初診日」といい、昭和六十一年三月三十一日以前にある

ものに限る。)において国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)

第一条の規定による改正前の国民年金法第七  
二項第七号又は第八号に該当する、

同法附則第六条第一項の規定による被保険者

でなかつた者であつて、その傷病により現に国民年金法第三十条第一項に規定する障害等

級（以下「障害等級」という。）に該当する程度の障害の状態にあるもの（当該傷病による

障害と当該傷病の初診日以前に初診日のある

傷病による障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものを含み、六

十五歳に達する日の前日までにおいて障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたものに限る。次号において同じ。)

二 病に係る初診日（昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの間にあるものに限る。）において国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法第七条第一項第一号イに該当し、かつ、同法附則第五条第一項の規定による被保険者でなかった者であつて、その傷病により現に障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの

第二章 特別障害給付金の支給

（特別障害給付金の支給）

第三条 国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別障害給付金は、特定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは（第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、支給しない。

一 日本国内に住所を有しないとき。

二 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

（特別障害給付金の額）

第四条 特別障害給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万円（障害の程度が障害等級の一級に該当する特定障害者にあっては、五万円）とする。

（特別障害給付金の額の自動改定）

第五条 前条に規定する特別障害給付金の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成十六年（この項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指標を超え、又は下回るに至った場合には、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該特別障害給付金の額を改定する。

2 前項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置は、政令で定める。

(認定)

第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするとときは、六十五歳に達する日の前日までに、社会保険庁長官に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、特別障害給付金の支給をしなくなつた後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至つた後の期間に係る特別障害給付金の支給を受けようとするときも、認定の請求の期限に係る部分を除き、同項と同様とする。

3 前二項の規定による認定の請求は、当該請求をする者の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由してしなければならない。

(支給期間及び支払期月)

第七条 特別障害給付金の支給は、特定障害者が前条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、特別障害給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 特定障害者が災害その他やむを得ない理由により前条第一項又は第二項の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、特別障害給付金の支給は、前項の規定にかかわらず、特定障害者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

3 特別障害給付金は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった特別障害給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の特別障害給付金は、その支払期月でない月であつても支払うものとする。

(特別障害給付金の額の改定時期)

つき、障害の程度が増進した場合における特別障害給付金の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 特別障害給付金の支給を受けている者につき、障害の程度が低下した場合における特別障害給付金の額の改定は、その低下した日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 特別障害給付金は、特定障害者の前の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令で定めるところにより、その額の全部又は二分の一に相当する部分を支給しない。

第十条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの特別障害給付金については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関する限り、前条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る特別障害給付金が支給された場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条の政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給された特別障害給付金で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を国に返還しなければならぬ

ない。

第十一條 第九条及び前条第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は政令で定める。

第十二条 故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする特別障害給付金は、支給しない。

第十三条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給事由とする特別障害給付金は、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十四条 特別障害給付金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 特定障害者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 特定障害者が、正当な理由がなくて、第二十八条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだときは。

第十五条 特別障害給付金の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、特別障害給付金の支払を一時差し止めることができる。

(支給の調整)

第十六条 特別障害給付金は、特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは、政令で定めるところにより、その額の全部又は一部を支給しない。ただし、当該給付の全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

第三章 不服申立て

第十七條 社会保険庁長官のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第百一条及び第一百一条の二の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の規定を適用する。

第四章 雜則

(国民年金保険料の免除に関する特例)

第十八条 特別障害給付金の支給を受けている者であつて国民年金の被保険者であるものに係る国民年金法第九十条及び第九十条の二の規定の適用に関する必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第十九條 特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第二十条 国は、政令で定めるところにより、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、社会保険庁長官又は特定障害者に対する当該市町村の条例で定めるところにより、特定障害者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(費用の負担)

第二十一条 特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(期間の計算)

第二十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(公課の禁止)

第二十三条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十四条 租税その他の公課は、特別障害給付金として支給を受けた金額を標準として、課すことができない。

(期間の計算)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(受給権の保護)

第二十三条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、特定障害者に対する当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十六条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、社会保険庁長官又は特定障害者に対する国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、郵便局その他の官署(同法第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関)に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他との関係者に報告を求めることができる。

(届出)

第二十七条 特別障害給付金の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

(届出)

第二十八条 特別障害給付金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

(特別障害給付金の支払の調整)

第二十九條 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十一条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十二条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十三条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十四条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十五条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十六条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

第三十七条 特別障害給付金を支給すべきでないにもかかわらず、特別障害給付金の支給としての支払が行われたときは、その支払われた特別障害給付金は、その後に支払うべき特別障害給付金の内払とみなすことができる。第十条第二項の規定により既に支給を受けた特別障害給付金に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき

おける当該特別障害給付金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(市町村長が行う事務)

第三十一条 特別障害給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第三十二条 第六条第三項及び第二十七条第三項の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(命令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第三十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(罰則)

第三十五条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

(国民年金特別会計法の一部改正)	第六条 第二項第一号中「附則第三十四条第一項及び第二項」の規定により市町村が処理することとされる事務
第六条 第二項第一号中「附則第三十四条第一項及び第二項」の規定により市町村が処理することとされる事務	(国民年金特別会計法の一部改正)

第六条 第二項第一号中「附則第三十四条第一項及び第二項」の規定により市町村が処理することとされる事務

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

第一条 障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつ

つ、今後検討が加えられるべきものとする。

(財源の確保)

第三条 国は、この法律に基づく特別障害給付金の支給に要する費用を賄うための安定した財源の確保に努めるものとする。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において六十五歳以上の特定障害者は、施行日から五年以内に限り、第六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による認定の請求をすることができる。

(経過措置)

第五条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(経過措置)

第六条 地方自治法の一部改正

第六条 第二項第一号中「附則第三十四条第一項及び第二項」の規定により市町村が処理することとされる事務

附属諸費」とあるのは、「及び特別障害給付金給付費並びに附属諸費」と、第六条中「第八十五条第二項」とあるのは、「第八十五条第二項及び特別障害給付金法第十九条第二項」と、

「とし、国民年金事業」とあるのは、「とし、国民年金事業及び特別障害給付金」と、第十

六条第二項第一号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは、「附則第三十四条第一項第九号若しくは特別障害給付金法第十九条第一項」とある。

六条第二項第一号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは、「附則第三十四条第一項第九号」とある。

(目的)

第一条 この法律は、無年金障害者に障害福祉年金の支給金を支給することにより、その生活の安定及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「無年金障害者」とは、次の各号に掲げる者であつて、当該各号に規定する障害について国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金の受給権を有していないものをいう。

一 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、次のイ

一から八までのいずれかに該当する者であつて、その疾病又は負傷及びこれらに起因する

疾病(以下「傷病」という。)により、平成十

六年十月一日又はその傷病について初めて医

師若しくは歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六月を

経過した日(その期間内にその傷病が治った

場合においては、その治った日(その症状が

固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。)のいずれか遅い日(以下「基

準日」という。)において国民年金法第三十条

第二項に規定する障害等級(以下単に「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態

にあるもの(平成十六年十月一日において六

十五歳以上である者にあつては、六十五歳に達する日の前日までに当該傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたものに限る。)

イ 当該傷病に係る初診日(昭和五十六年十

二月三十一日以前のものに限る。)において日本国内に住所を有し、かつ、日本国籍を

有していない六十歳未満であつた者である

こと。

ロ 当該傷病に係る初診日(昭和三十六年四

月一日から昭和六十一年三月三十一日まで

の間にあるものに限る。ハにおいて同じ。)

において日本国籍を有し、かつ、日本国内に住所を有していない二十歳以上六十歳未満であった者であること。

ハ 当該傷病に係る初診日において国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第一条の規定による改正前の国民年金法第七条第二項各号に該当した者（同法附則第六条第一項の規定による被保険者であった者を除く。）であること。

二 当該傷病に係る初診日（昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの間にあるものに限る。）において国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第十六号）第一条の規定による改正前の国民年金法附則第五条第一項各号に該当した者（同項の規定による被保険者であった者を除く。）であること。

ホ 当該傷病に係る初診日（平成三年四月一日以後のものに限る。）において国民年金法附則第五条第一項各号に該当する者（同項の規定による被保険者である者を除く。）であること。

ヘ イからホまでに掲げる者に準ずる事情にあるものとして政令で定める者であること。

二 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、前号イからヘまでのいずれかに該当する者であつて、基準日において障害等級に該当する程度の障害の状態なく、基準日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間において当該傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたもの

三 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、第一号イからヘまでのいずれかに該当する者であつて、基準日において当該傷病による障害と当該傷病以外の傷病による障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの（当該傷病の初診日が、当該傷病以外の傷病（当該傷病以外の傷病が二以上ある場合に

は、当該傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であり、かつ、平成十六年十月一日において六十五歳以上である者にあつては、六十歳未満に達する日の前日までに当該傷病による障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたものに限る。）

四 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、第一号イからヘまでのいずれかに該当する者であつて、基準日において障害等級に該当する程度の障害の状態ではなく、基準日の翌日から六十五歳に達する日の前日までの間ににおいて当該傷病による障害と当該傷病以外の傷病による障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたもの（当該傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるものに限る。）

五 一九九九年四月一日以後に該当する障害の初診日が、当該傷病以外の傷病（当該傷病以外の傷病が二以上ある場合は、当該傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるものに限る。

六 一九九九年四月一日以後に該当する障害の初診日が、当該傷病以外の傷病（当該傷病以外の傷病が二以上ある場合は、当該傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるものに限る。

七 一九九九年四月一日以後に該当する障害の初診日が、当該傷病以外の傷病（当該傷病以外の傷病が二以上ある場合は、当該傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるものに限る。

八 一九九九年四月一日以後に該当する障害の初診日が、当該傷病以外の傷病（当該傷病以外の傷病が二以上ある場合は、当該傷病以外の傷病）の初診日以降であるものに限る。

給を請求することができる。

（年金額）

第四条 障害福祉年金の額は、障害基礎年金の額に相当する額とする。

（国庫負担）

第五条 国庫は、障害福祉年金の給付に要する費用を負担する。

（国民年金法等の適用）

第六条 障害福祉年金については、この法律に定めるものほか、国民年金法第三十条の四第一項の規定による障害基礎年金とみなして、国民年金法その他の国民年金に関する法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第七条 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。

（施行期日）

2 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。

（法制上の措置等）

3 無年金障害者であつて、前条第一号に掲げるものは、基準日以後において、障害福祉年金の支給を請求することができます。

4 無年金障害者であつて、前条第三号に掲げるものは、基準日以後において、同号に規定するものは、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたときから六十五歳に達する日の前日までの間に、障害福祉年金の支給を請求することができる。

5 無年金障害者であつて、前条第四号に掲げるものは、基準日以後において、同号に規定するものは、障害等級に該当するに至つたときから六十五歳に達する日の前日までの間に、同号に規定する当該傷病による障害と当該傷病以外の傷病による障害とを併合した障害の程度による障害福祉年金の支給を請求することができる。

理 由

無年金障害者の生活の安定及び福祉の増進に寄与するため、これらの者に障害福祉年金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

由

本案施行に要する経費としては、初年度約五十億円、平年度約百七十億円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、初年度約五十億円、平年度約百七十億円の見込みである。

平成十六年十一月二十九日印刷

平成十六年十一月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F